

一般社団法人 SDGs市民社会ネットワーク

<https://www.sdgs-japan.net>



SDGsジャパン
SDGsスポットライトレポート
2025



目次

1. はじめに	02
2. 本レポートの位置づけ	04
2-1 SDGsジャパンについて	04
2-2 スポットライトレポートの作成意義	07
3. 市民社会から見た17目標の達成度評価	08
ゴール1: 貧困をなくそう	08
ゴール2: 飢餓をゼロに	10
ゴール3: すべての人に健康と福祉を	12
ゴール4: 質の高い教育をみんなに	14
ゴール5: ジェンダー平等を実現しよう	16
ゴール6: 安全な水とトイレを世界中に	18
ゴール7: エネルギーをみんなに そしてクリーンに	20
ゴール8: 働きがいも経済成長も	22
ゴール9: 産業と技術革新の基盤をつくろう	24
ゴール10: 人や国の不平等をなくそう	26
ゴール11: 住み続けられるまちづくりを	28
ゴール12: つくる責任 つかう責任	30
ゴール13: 気候変動に具体的な対策を	32
ゴール14: 海の豊かさを守ろう	34
ゴール15: 陸の豊かさを守ろう	36
ゴール16: 平和と公平をすべての人に	38
ゴール17: パートナリーシップで目標を達成しよう	40

4. SDGsジャパンの取り組みと提言	42
4-1 SDGsジャパンの取り組みと提言	42
4-2 事業ユニットからの提言	44
開発ユニット	44
環境ユニット	46
教育ユニット	48
国際保健ユニット	49
ジェンダーユニット	52
社会的責任ユニット	54
障害ユニット	56
地域ユニット	58
ビジネスと人権ユニット	60
防災・減災ユニット	62
ユースユニット	64
5. おわりに: 2030年までのSDGs達成に向けて	66
内容に関するお問い合わせ	68

1 はじめに

「SDGs ジャパン SDGsスポットライトレポート2025」を
手に取ってくださり、ありがとうございます。

2021年に続き、一般社団法人SDGs市民社会ネットワーク（以下、SDGsジャパン）は、日本政府の自発的国家レビュー（Voluntary National Review、以下VNR）実施に併せ、「SDGsジャパン SDGsスポットライトレポート2025」（以下、本レポート）を作成しました。

スポットライトレポートの目的は、CSO（市民社会組織）／NGO（非政府組織）／NPO（非営利組織）の視点から日本における持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals、以下SDGs）達成に向けた努力と成果を検証し、広く共有し、「続く未来」を創造するために必要な変革に向けて理解を深め、そのための実践／活動を促進することです。

レポートを作成したのは、SDGsジャパンで政策提言活動を担う多様な分野の事業ユニットです。事業ユニットの幹事団体を中心とするSDGsジャパンに集う多くの皆さんの努力の結晶が、このスポットライトレポートです。

SDGsの達成年限まで後5年になりましたが、ご承知のとおり、SDGsは限りなく厳しい状況に置かれています。国連の「持続可能な開発目標（SDGs）報告2024」は、SDGsの全169ターゲット中、データによる検証が可能な135のターゲットの現状を評価し、2030年の達成に向けて順調に進捗しているのは135ターゲットのなかの17パーセントのみであり、18パーセントは進展がなく、17パーセントについては2015年に比べ状況は後退・悪化していると評価しています。

達成期限が近づくなか、もう少しすれば、期限の延長も含め、「SDGs後」「2030年後」の議論も始まるでしょう。しかしSDGsが採択された背景にある「このまま

では世界も社会も続かない」という決定的な危機感を考えれば、どれだけ2030年までの達成に暗雲が立ちこめているとしても、SDGsの各目標をあきらめるといふ選択肢は私たちにはありません。

その認識を新たにするためにも、VNRという機会は大切です。そして、VNRがその意義を発揮するためには、社会の幅広い現実と声が反映される必要があります。

この関連では、2022年11月に欧州議会対日交流議員団が来日した折に、CSOとの昼食会に招かれ日本のジェンダー状況について説明した際、団長を務めていた女性議員が、「市民社会の声を聞いて初めて、私たちの社会に関する理解が完全（complete）になる」と発言されたことが印象的でした。そうした努力により「取り残されている人」「取り残されてきた課題」「見えにくい現実」が見えてくるといふことであり、その意味でも、「誰一人取り残さずに」未来を構想するには、様々な意味で主流側、マジョリティ側でない人たちがないと見えない現実を認識することが重要です。

VNRは、パブリックコメントの募集を経て確定される予定になっています。このスポットライトレポートも参考にいただき、是非、皆さんの現実と声を政府に届けてください。さらに、今後、日本でSDGsを推進する際の「導きの糸」としてレポートを活用していただければ、こんなに嬉しいことはありません。「誰一人取り残さずに」、地球益、公共益の視点に立って平和で公正で持続可能な未来を構築するために、このレポートが役立つことを願っています。

（三輪敦子 SDGs市民社会ネットワーク 共同代表理事）

※1 事業ユニットについては以下参照。 <https://www.sdgs-japan.net/about>

2 本レポートの位置づけ

この章では、SDGs達成と本レポートの関係および、本レポートを作成している、SDGsジャパンの説明と作成プロセスについて説明します。

2-1 SDGsジャパンについて

SDGsジャパンは、持続可能な世界の実現を目指して2016年に設立された、日本のCSO／NGO／NPOのネットワーク組織である（2017年2月NPO法人格取得）。2025年1月現在、128団体が加盟しており、SDGsに関する日本最大の市民社会ネットワークである。SDGsジャパンは、将来世代を含むすべての人が貧困・格差や差別、様々な形態の暴力、健康の不安から解放され、個人の多様性が尊重され、自然環境と共生し、豊かさと人権を享受できる、平和で公正な社会を目指して、当事者と共に、国内外、各地域のさまざまな関係主体と連携しながら、行動を呼びかけている。

団体の活動の柱は、①SDGs達成のための国内外への政策提言活動、②経済団体や労働組合など他のステークホルダーとの連携推進活動、③SDGsジャパンの主張や活動を発信する普及啓発活動、の3つから構成される。②の連携推進および③普及啓発は①の政策提言と密接に連動しており、すべての人に対し等しく、教育・訓練・雇用、保健・医療サービス、情報へのアクセス、地域コミュニティを始めとする、あらゆるレベルの意思決定プロセスへの参加等の権利が保障された社会の実現のために、他セクターと連動し、政策提言活動を実施、その成果の広報に努めている。その一環で、SDGsについて一般に広く紹介する「基本解説 そうだったのか。SDGs2021」ならびに「基本解説 そうだったのか。SDGs 2025」を上梓した。

政策提言活動を進めるにあたり、SDGsジャパンは、保健、教育、貧困・格差などの課題や、地域、コミュニティの問題などをテーマに、複数の団体が参加し取り組む、事業ユニット制度を採用している。詳しくは後述するが、現在11あるユニットは、SDGsジャパンに所属する会員団体を中心に運営されており、各ユニットの規定に従い、テーマに関わって国内外で活動をする団体が参加し、政策提言を含む諸活動を展開している。

これらユニットからの各種政策提言は、SDGsジャパンが取りまとめを行い、SDGs推進のための日本の市民社会からの政策提言として、これまで日本政府や国際社会に向けて発信されてきた。

SDGsジャパンとして、日本政府に対してもさまざまな働きかけを行っている。2016年9月に政府が設置した「SDGs推進円卓会議※2」には、SDGsジャパンから2名の委員を市民

社会の代表として派遣し※3、SDGsの達成に向けた推進のため、広範な関係者と共に政策提言活動を通じて積極的に参画している。また、SDGs実施指針の2度目の改定が行われた2023年には、「SDGs推進円卓会議」の民間構成員と共に、「SDGs実施指針に関するパートナーシップ会議※4」を2022年7月及び10月の2回開催し、特に「人」に焦点を当てた議論をリードする等、積極的な役割を担った。

SDGsジャパンは、会員と外務省のSDGs推進本部の事務局である地球規模課題総括課との政策対話を、機会ごとに実施している。日本政府が「SDGs実施指針」の改訂版を2023年12月に発表する前には、公式に2回政策対話を実施し、その結果、SDGsジャパンからの8つの提案が実施指針に反映されるに至った。

SDGsジャパンはまた、国際的な提言活動を通じて、国際社会と日本の市民社会のネットワーク強化も担っている。国連メジャーグループ及び関連したステークホルダー（Major Groups & Other Stakeholders、以下MGoS※5）のNGOグループの一員として、SDGサミットや未来サミットにも参加し、その都度海外の市民社会との連携の強化や発信に努めてきた。また、2022年には国連の経済社会理事会（ECOSOC）の協議資格※6を取得した。これにより、国連のSDGs達成プロセスの中で重要な、「北東アジア準地域SDGsマルチステイクホルダーフォーラム」（North-East Asia Multistakeholder Forum on SDGs※7）、「持続可能な開発に関するアジア太平洋地域フォーラム」（Asia-Pacific Forum for Sustainable Development）、および「持続可能な開発に関するハイレベル政治フォーラム」（High-level Political Forum on Sustainable Development、以下HLPF※8）や、国連総会等に日本の市民社会メンバーを派遣している。

HLPFでは、各国政府が自国のSDGsに関する進捗評価や事例をVNRとして発表するが、それに合わせて、各国の市民社会組織が市民社会独自の視点で作成、公表するのが「パラレルレポート※9」である。SDGsジャパンでは、日本政府がVNRを発表した2017年、2021年とユニットメンバーを中心に「スポットライトレポート」として作成し、発表してきた。日本政府の第3回目となる2025年のVNR発表に向けて、日本のSDGの進捗の評価と達成に向けた市民社会からの提言をまとめたのが、本レポートである。

（長島美紀 SDGsジャパンVNRチーム）

※2 <https://www.kantei.go.jp/jp/singi/sdgs/index.html>

※3 2025年1月現在SDGsジャパン共同代表の三輪敦子、ユースユニットより
持続可能な社会に向けたジャパンユースプラットフォーム（JYPS）共同事務局長の本行紅美子が参加

※4 <https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/partnership/index.html>

※5 <https://www.mgos.org/>

※6 https://ecosoc.un.org/sites/default/files/NGO%20Page%20Files/ECOSOC%20Brochures/JapaneseBooklet_Low.pdf

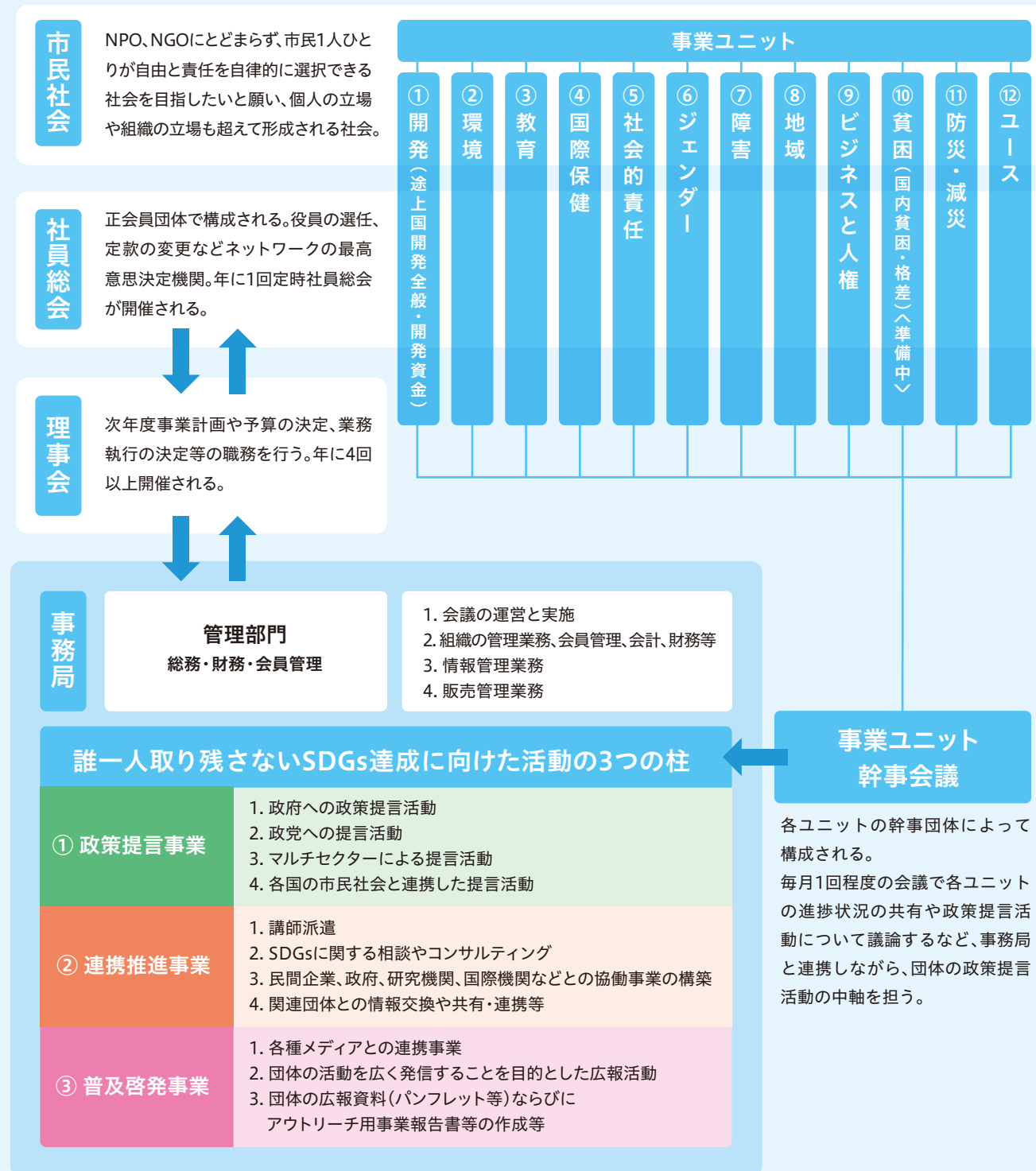
※7 <https://www.unescap.org/2030-agenda/regional-processes-and-dialogue>

※8 <https://hlpf.un.org/>

※9 <https://www.mgos.org/parallel-reports/>



一般社団法人SDGs市民社会ネットワーク (SDGsジャパン) の仕組み



2-2 作成意義

SDGsの達成期限である2030年まで、2025年1月執筆時点で、5年と11ヶ月となった。日本政府は第3回目となるVNRを、2025年7月に開かれる今回のHLPFで発表する予定である。VNRは、報告書作成それ自体が目的ではなく、国連加盟国が自国のSDGsの達成度を評価し、報告することを通じて、SDGs達成の取り組みをより強化、促進することが目的とされる。つまりVNRの作成と発表は、国連加盟国の公式の実施プロセスの一部とされている。また、全ての省庁や政府機関との連携だけでなく、市民社会を含む主要なステークホルダーとのパートナーシップの基で作成されるべきものとされている^{※10}。

市民社会がVNRに関与することがなぜ必要なのだろうか？2つの理由をあげたい。第一に、最も「取り残された」人びとの立場から見た日本のSDGsの達成度、成果と課題、提案をVNRの内容に反映させるためだ。特に軽視されがちな目標やターゲットの進捗が明記されることを求める必要がある。第二に、VNR作成プロセスにおける透明性とアカウンタビリティの確保を求めるためだ。市民社会の関与の度合いが強くなるほど、VNRの正当性は確保され、市民のVNRに対するオーナーシップは高まるだろう。

このような背景から、SDGsジャパンはこの『SDGsジャパン SDGsスポットライトレポート2025』(以下、本レポート)を発行した。本レポートは、日本のCSOが日本のSDGs達成度を評価し、成果と課題、そして日本政府に対する提言をまとめたものである。特に「誰ひとり取り残さない」という視点に立ち、無視あるいは軽視されがちな人びとや課題に焦点を当てるという意味から、「スポットライトレポート」という名前をつけ、SDGs ジャパンに設置された11の分野別ユニット(開発、環境、教育、国際保健、社会的責任、ジェンダー、障害、地域、ビジネスと人権、防災・減災、ユース)が主に執筆を担当した。執筆にあたっては、全国のNPO/NGOから169のターゲットの進捗についての貴重な意見をいただき、できるだけ反映させている。

本レポートは以下で構成されている。まずSDGs17目標とターゲットの達成度の評価を行い、続いて市民社会の取り組みと提言を述べている。紙幅が限られていることから、各ゴールに付随する「ターゲット」と「実施手段」のみを一覧表に記し、達成度を測定するための「指標」は記載していない。

なお、掲載した内容は市民社会からの多様な提言であり、必ずしも団体としての見解を代表するものではないことを申し添えておく。

本レポートによって、日本政府によるVNRに市民社会の声が反映されると共に、残り6年弱となったSDGs達成のための取り組みがより加速され、強化されることを願う。

(三宅隆史 SDGsジャパンVNRチームリーダー)

※10 UN Handbook for the Preparation of Voluntary National Reviews 2025 Edition



3 市民社会から見た 17目標の達成度評価

この章では、目標ごとの現時点の進捗について、市民社会の視点から評価しています。

ゴール別に設定されたターゲットと実施手段一覧は、各ページ掲載の表をご覧ください

ゴール 1



貧困をなくそう

貧困解消は、2000年に国連総会で採択されたミレニアム開発目標(MDGs)とそれを2016年に引き継いだSDGsの両方の最初のゴールである。このことは、貧困問題が日本でも世界でも最重要課題であることを示している。

ターゲット1.1は、主に途上国の全ての人々の生存を保障するために、世界共通の絶対的貧困ライン(2.15購買力平価ドル/人/日)以下の所得で暮らす人々をゼロにすることを目指している。しかし2020年に始まった新型コロナウイルス感染症の世界的流行によって、この脱貧困に向けた世界的進捗が2015年にSDGsが採択されて以来、初めて大きく逆行し、この年の貧困人口は7000万人以上増加して9.3%、7億2000万人となった。2021年からは再びわずかな減少しているが、世界銀行の2024年10月発表によればほぼ停滞状態で8.5%、6億9000万人前後となっている。

ロシアのウクライナ侵攻等により食糧等の供給網が混乱し、世界的な物価上昇により適度な衣食住の確保が難しくなり、貧困率が再び上昇する恐れが続いている。グローバルな貧困の減少や解消を実現するためには、政府開発援助(ODA)の役割が極めて重要である。日本政府のODAの規模は、2023年で米国とドイツに次いで世界3位を誇り、約2兆円を超えている。しかしその用途は「経済インフラ」が全体の44%を占め、圧倒的に大きく、貧困層や難民、被災者等のための「緊急援助・食糧援助」はわずか3%に過ぎず、欧米諸国とかけ離れている。

日本国内の状況についても、ターゲット1.2「各国の定義によるあらゆる次元の貧困状態にある全ての年齢の男性、女性、子どもの割合を半減させる」という目標の達成にむけて、すべての人や世帯の所得向上を実現する積極的な取り組みが必要である。しかし日本政府は、ターゲット1.2の指標1.2.1「貧困ラインを下回っている人口割合」と指標1.2.2「あらゆる次元で貧困ラインを下回って生活している男性、女性及び子供の割合」の両方について「現在、提供できるデータはありません」とホームページで述べており、相対的貧困率を全く公表していない。

その理由は日本政府独自の貧困の定義がないためのようなのだが、厚生労働省の国民生活基礎調査は、OECD(経済協力開発機構)の相対的貧困率の定義に基づいて、2021年の相対的貧困率を15.4%と発表している。この割合は、SDGsが決まった2015年の15.7%からわずか0.3%の減少に過ぎず、主要7カ国(G7)の中では最も高い。ちなみに相対的貧困率を2030年までに目標であるゼロにするには、この15年間で年平均で1%ずつ減少させていく必要があることを考えると、このわずかな減少はほとんど評価できない。

貧困世帯の内、子どもがいてかつ大人が一人の世帯(その大半は母子世帯と推定される)の貧困割合は44.5%と驚くほど高いが、2015年の50.8%から6.3%減少した。ただし2030年までの15年間に半減という目標を達成するには、15年間の年平均で少なくとも1.7%、つまり2015年から6年後の2021年には10%ほどの減少が必要だったので不十分である。

なお子どもの貧困率は2015年の13.9%から2.4%減少し、11.5%と好成績であったが、目標達成には年平均で0.5%弱、つまり2021年までに2.8%の減少が必要であった。

(大橋正明 SDGs市民社会ネットワーク 共同代表理事)

ターゲット

具体的な目標	
1.1	2030年までに、現在1日1.25ドル未満で生活する人々と定義されている極度の貧困をあらゆる場所で終わらせる。
1.2	2030年までに、各国定義によるあらゆる次元の貧困状態にある、全ての年齢の男性、女性、子どもの割合を少なくとも半減させる。
1.3	各国において最低限の基準を含む適切な社会保護制度及び対策を実施し、2030年までに貧困層及び脆弱層に対し十分な保護を達成する。
1.5	2030年までに、貧困層及び脆弱層をはじめ、全ての男性及び女性が、基礎的サービスへのアクセス、土地及びその他の形態の財産に対する所有権と管理権限、相続財産、天然資源、適切な新技術、マイクロファイナンスを含む金融サービスに加え、経済的資源についても平等な権利を保障される。
1.6	2030年までに、貧困層や脆弱な状況にある人々の強靱性(レジリエンス)を構築し、気候変動に関連する極端な気象現象やその他の経済、社会、環境的ショックや災害に暴露や脆弱性を軽減する。
実施手段	
1.a	あらゆる次元での貧困を終わらせるための計画や政策を実施するべく、後発開発途上国をはじめとする開発途上国に対して適切かつ予測可能な手段を講じるため、開発協力の強化などを通じて、さまざまな供給源からの相当量の資源の動員を確保する。
1.b	貧困根絶のための行動への投資拡大を支援するため、国、地域及び国際レベルで、貧困層やジェンダーに配慮した開発戦略に基づいた適正な政策的枠組みを構築する。



飢餓をゼロに

国連機関 (FAO, IFAD, UNICEF, WFP, WHO) は「2024年版 世界の食料安全保障と栄養の現状 (SOFI)」※¹¹を公表し、食料安全保障の改善の欠如と、健康的な食事への経済的アクセスの不均一な進歩が、6年後の2030年の期限までに世界で飢餓をゼロにする可能性に影を落としており、飢餓・栄養不良根絶には、より費用対効果の高い資金調達を増やし、革新的で包摂的かつ公平な解決策が必要であると報告している。「持続可能な開発報告書2024」※¹²において日本の進歩は「大きな課題が残る」「スコアが減少している」と評価されている。

ターゲット別で見ると、2.4に対する指標2.4.1「生産的で持続可能な農業の下に行われる地域の割合」と、指標2.5.2「絶滅の危機にあると分類された在来種の割合」は提供データがなく、2024年5月に改正された農政の憲法「食料・農業・農村基本法」の基本理念「環境と調和のとれた食料システムの確立」(第3条)付帯決議「生物多様性の保全」を鑑みても成果指標を設定すべきである。実施手段2.aの指標2.a.1「政府支出における農業指向指数」(農業予算/GDP比)の継続的な低下傾向に歯止めをかけ、農業予算の拡充も含め、何が生産的で持続可能な農業の実践を構成するか、活動指標を明確にする必要がある。国連地域開発センター (UNCRD) による「2030年までの道筋: 地方自治体SDGs達成度評価2023」※¹³では、目標2の達成度は「2015年から2022年にかけて悪化傾向」で、「子供の栄養失調の増加、食料自給率や農漁業の産出額低下など複合的要因により悪化」しており、地域格差・都道府県間の差異も拡大傾向にあることが明らかにされている。

農林水産省「営農類型別経営統計」※¹⁴によると、米作農家の所得平均は、2021年、2022年と2年続けて「1万円」。労働時間を「時給」に換算すると「10円」。農林水省の試算※¹⁵では、2030年の農業経営体数は54万と、20年の108万から半減、約3割の農地が利用されなくなる見通しである。農業の持続可能性は、農家・生産者の生活や雇用面の持続可能性と密接不可分であるにも関わらず、目標2の「食料安全保障」政策は、2030アジェンダのビジョン、働きがいのある人間らしい仕事(ディーセントワーク)のための条件を作り出すことにも反する。

国連は2019年～28年を国連「家族農業の10年 (UNDFP)」※¹⁶として定め、加盟国及び関係機関等に対し、食料安全保障確保と貧困・飢餓根絶に大きな役割を果たしている家族農業に係る施策の推進・知見の共有等を求めている。食と健康それを作り出す農業は、SDGs

を意識した持続可能な農業を行うことによって、食料安全保障や栄養改善のみならず、環境課題の解決など、他のゴールの様々な目標達成に貢献できる分野であり、2030年までに日本における目標2の新たな質を創出し行動する時間は残りわずかである。

(環境ユニット: 斎藤博嗣 一反百姓「じねん道」斎藤ファミリー農園、家族農林漁業プラットフォーム・ジャパン (FFPJ) 常務理事

- ※11 FAO, IFAD, UNICEF, WFP and WHO. (2024) The State of Food Security and Nutrition in the World 2024 <https://openknowledge.fao.org/handle/20.500.14283/cd1254en>
国立研究開発法人 国際農林水産業研究センター (JIRCAS) <https://www.jircas.go.jp/ja/program/proc/blog/20240730>
- ※12 Sustainable Development Report 2024 <https://dashboards.sdgindex.org/>
- ※13 国際連合地域開発センター (2023)「2030年までの道筋: 地方自治体SDGs達成度評価2023」
https://uncrd.un.org/sites/uncrd.un.org/files/report_halfwayto2030_sep23ver_ja.pdf
- ※14 農林水産省「営農類型別経営統計」 <https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/noukei/einou/index.html>
- ※15 食料・農業・農村政策審議会企画部会 (2024)「(第112回)配布資料 令和6年11月6日」
<https://www.maff.go.jp/j/council/seisaku/kikaku/bukai/241106.html>
農林水産省「基本計画の策定に向けた検討の視点(我が国の食料供給(農地、人、技術))」
<https://www.maff.go.jp/j/council/seisaku/kikaku/bukai/attach/pdf/241106-3.pdf>
- ※16 国連「家族農業の10年」(2019-28年)
https://www.maff.go.jp/j/kokusai/kokusei/kanren_sesaku/FAO/undecade_family_farming.html



ターゲット

具体的な目標

- | | |
|-----|---|
| 2.1 | 2030年までに、飢餓を根絶し、全ての人々、特に貧困層及び幼児を含む脆弱な立場にある人々が一年中安全かつ栄養のある食料を十分得られるようにする。 |
| 2.2 | 5歳未満の子どもの発育阻害や消耗性疾患について国際的に合意されたターゲットを2025年までに達成するなど、2030年までにあらゆる形態の栄養不良を解消し、若年女子、妊婦・授乳婦及び高齢者の栄養ニーズへの対処を行う。 |
| 2.3 | 2030年までに、土地、その他の生産資源や、投入財、知識、金融サービス、市場及び高付加価値化や非農業雇用の機会への確実かつ平等なアクセスの確保などを通じて、女性、先住民、家族農家、牧畜民及び漁業者をはじめとする小規模食料生産者の農業生産性及び所得を倍増させる。 |
| 2.4 | 2030年までに、生産性を向上させ、生産量を増やし、生態系を維持し、気候変動や極端な気象現象、干ばつ、洪水及びその他の災害に対する適応能力を向上させ、漸進的に土地と土壌の質を改善させるような、持続可能な食料生産システムを確保し、強くしなやか(レジリエント)な農業を実践する。 |
| 2.4 | 2020年までに、国、地域及び国際レベルで適正に管理及び多様化された種子・植物バンクなどを通じて、種子、栽培植物、飼育・家畜化された動物及びこれらの近縁野生種の遺伝的多様性を維持し、国際的合意に基づき、遺伝資源及びこれに関連する伝統的な知識へのアクセス及びその利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分を促進する。 |

実施手段

- | | |
|-----|---|
| 2.a | 開発途上国、特に後発開発途上国における農業生産能力向上のために、国際協力の強化などを通じて、農村インフラ、農業研究・普及サービス、技術開発及び植物・家畜のジーン・バンクへの投資の拡大を図る。 |
| 2.b | ドーハ開発ラウンドの決定に従い、全ての農産物輸出補助金及び同等の効果を持つ全ての輸出措置の同時撤廃などを通じて、世界の市場における貿易制限や歪みを是正及び防止する。 |
| 2.c | 食料価格の極端な変動に歯止めをかけるため、食料市場及びデリバティブ市場の適正な機能を確保するための措置を講じ、食料備蓄などの市場情報への適時のアクセスを容易にする。 |





すべての人に 健康と福祉を

日本のユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)達成(ターゲット3.8)には、3つの課題がある。第一に高齢化と人口減少で制度の持続可能性に懸念があり、非感染性疾患や認知症の深刻化や人材不足も生じている。コロナ禍以降、物価上昇と格差拡大により、社会保障費や税負担への反発も強まっている。第二に、精神保健や薬物、感染症など、差別・偏見にさらされやすい課題について、社会保障や質の高い医療へのアクセスが困難である。第三に、在留資格のない外国人や短期滞在者が社会保障制度の殆どから除外されている。

妊産婦死亡率・乳幼児死亡率(ターゲット3.1、3.2)は低水準であるが、産科医療機関は出産数減少や人材不足で、今後のサービスの持続可能性に懸念がある。貧困・孤立状況にある家庭や、外国人居住者、疾病や障害を持つ子どもへのサポートが不十分である。

感染症(ターゲット3.3)では、HIV新規感染数は減少傾向で、結核も低蔓延国となった一方、コロナ禍で対策の脆弱性も判明した。特に、新規技術の導入と定着、関係諸機関との協力体制の実現が課題である。HIVを例にとれば、現行制度は90年代末の医療水準を前提としており、曝露前予防内服(PrEP)や、陽性判明後早急に治療を提供する現在のHIV医療に対応できておらず、早期段階での予防・治療に支障がある。

非感染性疾患(NCDs)について(ターゲット3.4)は、若年の死亡率は減少している一方、高齢化により全般的に深刻化している。短期滞在者や在留資格のない外国人は緊急医療を含め医療が保障されておらず、死亡・重篤例なども散見される。また、格差拡大の中で、貧困層のNCDs予防が十分でない。精神医療では、統合失調症について、長期入院・強制入院による人権侵害の問題が続いている。他の精神疾患についても、質の高い医療へのアクセスが一部困難な状況がある。薬物使用(ターゲット3.8)について、厳罰政策は使用抑止には一定の効果を上げてきたものの、当事者の健康被害の軽減などは十分でなく、差別・偏見もあって、支援を受けにくい状況がある。市販薬の目的外使用など新たな問題もある。一方、大手アルコール企業による高アルコール飲料の積極的マーケティング販売などが行われ、貧困や孤立・孤独に悩む層の依存症を増やすとして問題となった。たばこ(実施手段3.a)については、成人の喫煙率が5人に1人と高く、加熱式たばこの普及もあり、国際水準の規制レベルに達していない。交通事故による死傷件数は減少しているが、高齢ドライ

バーによる事故の割合が増加している(ターゲット3.6)。

ターゲット3.7のセクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス&ライツ(SRHR)については、包括的性教育が進んでおらず、近代的な避妊法や緊急避妊薬へのアクセスも制度的に確保されていないなど、女性の主体的な選択権が保障されていない。トランスジェンダーのホルモン治療も保険適用でない。環境由来の健康被害(ターゲット3.9)については、有機フッ素化合物(PFAS)など有害化学物質による水質汚染の問題が注目されている。また、福島第一原発事故での放射能汚染による健康被害のモニタリングは継続の必要がある。

医薬品の研究開発やアクセス(実施手段3.b)について、日本は「顧みられない熱帯病」(NTDs)を含む医薬品の研究開発を行っているほか、途上国の医薬品アクセスを促進するグローバルファンド(世界エイズ・結核・マラリア対策基金)やUNITAIDなど国際機関への拠出も行ってきた。医薬品の知的財産権保護については、他の先進国とともに、緩和に反対の立場をとり、途上国の医薬品アクセスの阻害につながっている。途上国の保健医療人材育成(実施手段3.c)については、主に政府間の援助を中心に評価が高いが、NGOや現地の当事者・市民社会団体を通じた育成への貢献は十分でない。

(国際保健ユニット：稲場雅紀 アフリカ日本協議会共同代表・国際保健部門ディレクター)

ターゲット

具体的な目標	
3.1	2030年までに、世界の妊産婦の死亡率を出生10万人当たり70人未満に削減する。
3.2	全ての国が新生児死亡率を少なくとも出生1,000件中12件以下まで減らし、5歳未満死亡率を少なくとも出生1,000件中25件以下まで減らすことを目指し、2030年までに、新生児及び5歳未満児の予防可能な死亡を根絶する。
3.3	2030年までに、エイズ、結核、マラリア及び顧みられない熱帯病といった広域感染症を終わらせるとともに肝炎、水系感染症及びその他の感染症に対処する。
3.4	2030年までに、非感染性疾患による若年死亡率を、予防や治療を通じて3分の1減少させ、精神保健及び福祉を促進する。
3.5	薬物濫用やアルコールの有害な摂取を含む、物質乱用の防止・治療を強化する。
3.6	2020年までに、世界の道路交通事故による死傷者を半減させる。
3.7	2030年までに、家族計画、情報・教育及びリプロダクティブ・ヘルスの国家戦略・計画への組み入れを含む、セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルスケア・サービスを全ての人々が利用できるようにする。
3.8	全ての人々に対する財政リスクからの保護、質の高い基礎的な保健サービスへのアクセス及び安全で効果的かつ質が高く安価な必須医薬品とワクチンへのアクセスを含む、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)を達成する。
3.9	2030年までに、有害化学物質、並びに大気、水質及び土壌の汚染による死亡及び疾病の件数を大幅に減少させる。
実施手段	
3.a	全ての国々において、たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約の実施を適宜強化する。
3.b	主に開発途上国に影響を及ぼす感染性及び非感染性疾患のワクチン及び医薬品の研究開発を支援する。また、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(TRIPS協定)及び公衆の健康に関するドーハ宣言に従い、安価な必須医薬品及びワクチンへのアクセスを提供する。同宣言は公衆衛生保護及び、特に全ての人々への医薬品のアクセス提供にかかわる「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(TRIPS協定)」の柔軟性に関する規定を最大限に行使する開発途上国の権利を確約したものである。
3.c	開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国において保健財政及び保健人材の採用、能力開発・訓練及び定着を大幅に拡大させる。
3.d	全ての国々、特に開発途上国の国家・世界規模な健康危険因子の早期警告、危険因子緩和及び危険因子管理のための能力を強化する。



4 質の高い教育を
みんなに



質の高い教育を みんなに

国内課題

ターゲット4.1は、教育の質の課題が大きい。文部科学省によると、2023年度の小・中学校の不登校児童生徒数は346,482人で過去最多となった。中学校の生徒の約15人に1人が不登校状態にある。小・中・高等学校及び特別支援学校におけるいじめの認知件数は732,568件、暴力行為の発生件数は108,987件で共に過去最多だった。

ターゲット4.5には二つの課題がある。第一に、外国につながるのある子どもの教育が深刻である。「外国国籍の子の保護者に対する就学義務はない」(文部科学省)ことから、24%にあたる421の自治体は就学年齢になった外国につながるのある子どもの世帯に就学案内を送付していない。この結果、小中学校の就学年齢の外国につながるのある児童生徒の8.4%が不就学状態にある。高校についても一般の進学率が99%であるのに対して、外国籍の生徒の高校進学率は60%台と推計されている(日本学術会議、2020)。

第二はインクルーシブ教育の推進に関する課題である。障害児の就学が保障されている一方、通常教育から分離された形で教育を受けている児童生徒数(特別支援学校及び特別支援学級在籍者数)が児童生徒総数に占める割合は、2015年の2.5%から2022年の4.0%へ増加しており(文部科学省)、障害児が通常学校で障害のない児童生徒とともに学べる状態とは隔たりがある。2020年のバリアフリー新法の改正により、対象建築物に小中学校が含まれ、既設であっても数値目標を示し、バリアフリー化を積極的に進めることとなった。2022年時点で全国の公立小中学校のトイレのバリアフリー化率は70.4%、昇降口から教室までの段差解消率は61.1%である。

ターゲット4.6では成人識字の課題が残されている。2022年の国勢調査は90万人が義務教育を未修了であることが明らかにした。文部科学省は、貧困や差別のために義務教育を修了できなかったこれらの人びとや、不登校などの理由から小中学校を「形式卒業」した人びと、外国籍の子どものための「夜間中学」を、「教育確保基本法」に基づき、全国67の都道府県および政令指定都市に少なくとも1校を設置するとしている。2024年12月現在、夜間中学の設置は32都道府県・指定都市の53校にとどまっている。

ターゲット4.7については、学習指導要領に「持続可能な社会の創り手の育成」が明記され、全国の学校においてESDが推進され、ESD推進ネットワーク等の仕組みが整備された。

国際課題

危機状況下における教育への貢献として、日本政府は2023年に緊急時の教育支援を行う多国間機関「教育を後回しにはできない基金(Education Cannot Wait、以下ECW)」に対する初めての資金拠出を行った。日本の基礎・中等教育分野援助額は政府開発援助(Official Development Assistance、以下ODA)全体の2.8%(2019年実績)と経済協力開発機構(OECD)／開発援助委員会(DAC)加盟国平均の7.3%と比して極めて低い。

(教育ユニット：三宅隆史 教育協力NGOネットワーク 事務局長)

ターゲット

具体的な目標	
4.1	2030年までに、全ての子どもが男女の区別なく、適切かつ効果的な学習成果をもたらす、無償かつ公正で質の高い初等教育及び中等教育を修了できるようにする。
4.2	2030年までに、全ての子どもが男女の区別なく、質の高い乳幼児の発達・ケア及び就学前教育にアクセスすることにより、初等教育を受ける準備が整うようにする。
4.3	2030年までに、全ての人々が男女の区別なく、手の届く質の高い技術教育・職業教育及び大学を含む高等教育への平等なアクセスを得られるようにする。
4.4	2030年までに、技術的・職業的スキルなど、雇用、働きがいのある人間らしい仕事及び起業に必要な技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる。
4.5	2030年までに、教育におけるジェンダー格差を無くし、障害者、先住民及び脆弱な立場にある子どもなど、脆弱層があらゆるレベルの教育や職業訓練に平等にアクセスできるようにする。
4.6	2030年までに、全ての若者及び大多数(男女ともに)の成人が、読み書き能力及び基本的計算能力を身に付けられるようにする。
4.7	2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。
実施手段	
4.a	子ども、障害及びジェンダーに配慮した教育施設を構築・改良し、全ての人々に安全で非暴力的、包摂的、効果的な学習環境を提供できるようにする。
4.b	2020年までに、開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国、並びにアフリカ諸国を対象とした、職業訓練、情報通信技術(ICT)、技術・工学・科学プログラムなど、先進国及びその他の開発途上国における高等教育の奨学金の件数を全世界で大幅に増加させる。
4.c	2030年までに、開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国における教員研修のための国際協力などを通じて、質の高い教員の数を大幅に増加させる。



5 ジェンダー平等を
実現しよう



ジェンダー平等を 実現しよう

ジェンダー平等はSDGsの全ゴールの達成に関わる、分野横断的な課題だが、その進捗は停滞傾向にある。日本の進捗は以下の通り。

1.ジェンダーに基づく差別撤廃の取り組み

2022年4月、「民法の一部を改正する法律」により、男女ともに婚姻年齢が18歳に引き上げられた。しかし、同性パートナーの法律婚は認められていない。また、婚外子の出生届における差別的記載に関する戸籍法の規定が維持されている

2.女性に対する暴力

ワンストップ支援センターの相談件数や、性犯罪件数は増加傾向※17にある。2022年6月にAV出演被害防止・救済法が成立、翌年6月に刑法が改正され、不同意性交等罪が成立。性的同意年齢の引上げ、処罰対象行為等の具体的例示、性交等の定義の見直し等が行われた。他方、性暴力防止を目的に2023年より全国の小中高校や特別支援学校で「生命の安全教育」が本格導入されたが、性交を扱わないとする「はどめ規定」が残されている。

3.女性のエンパワーメント

2023年「企業内容等の開示に関する内閣府令」改正に基づき、女性管理職比率、男女賃金格差、男性育休取得率の開示が義務づけられた。また、多様な働き方、女性のリスクリングも推進されている。しかし、女性の非正規雇用労働者の割合は53.2%で、男性(22.5%)の2倍以上に上る※18。プライム市場上場企業における役員比率は13.4%に過ぎず、第5次男女共同参画計画では女性の管理職割合の目標を設定したが、2023年時点で公立学校における女性校長比率は、女性教員比率よりも低く、農業協同組合の女性の役員は1割以下、漁業協同組合や森林組合の女性役員は1%未満だ※19。衆議院に占める女性議員は15.7%で、190カ国中140位に過ぎない※20。

他方、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が2024年4月より施行された。同法では民間団体との協働、女性の福祉、人権の尊重等の視点に立ち、女性の自立の包括的支援が謳われており、今後の運用が期待される。

4.ケア労働

OECDによると、有償労働時間の男女比は日本が最も高い1.7倍、無償労働時間の男女比も最も高い5.5倍だった※21。2021年のアンペイドワークの貨幣評価額は、男性が60万円に対し女性は194万円と約3倍の格差があるとされる※22。

(ジェンダーユニット：長島美紀 プラン・インターナショナル・ジャパン アドボカシーグループリーダー)

※17 内閣府男女共同参画局(2022年)『男女共同参画白書 令和4年版』「第2節 性犯罪・性暴力」
https://www.gender.go.jp/about_danjo/whitepaper/r04/zentai/html/honpen/b1_s05_02.html

※18 統計局「労働力調査(詳細集計)2023年(令和5年)平均結果の要約」
<https://www.stat.go.jp/data/roudou/sokuhou/nen/dt/pdf/youyaku.pdf>

※19 JAWW(日本女性監視機構)(2024年9月)「JAWW NGOレポート北京+30に向けて」

※20 Inter-Parliamentary Union, Monthly ranking of women in national parliaments as of December 2024,
<https://data.ipu.org/women-ranking/> (2024年12月20日閲覧)

※21 内閣府男女共同参画局(2020年)『男女共同参画白書 令和2年版』「コラム1 生活時間の国際比較」
https://www.gender.go.jp/about_danjo/whitepaper/r02/zentai/html/column/clm_01.html

※22 JAWW(日本女性監視機構)(2024年9月)「JAWW NGOレポート北京+30に向けて」

ターゲット

具体的な目標	
5.1	あらゆる場所における全ての女性及び少女に対するあらゆる形態の差別を撤廃する。
5.2	人身売買や性的、その他の種類の搾取など、全ての女性及び少女に対する、公共・私的空間におけるあらゆる形態の暴力を排除する。
5.3	未成年者の結婚、早期結婚、強制結婚及び女性器切除など、あらゆる有害な慣行を撤廃する。
5.4	公共のサービス、インフラ及び社会保障政策の提供、並びに各国の状況に応じた世帯・家族内における責任分担を通じて、無報酬の育児・介護や家事労働を認識・評価する。
5.5	政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する。
5.6	国際人口・開発会議(ICPD)の行動計画及び北京行動綱領、並びにこれらの検証会議の成果文書に従い、性と生殖に関する健康及び権利への普遍的アクセスを確保する。
実施手段	
5.a	女性に対し、経済的資源に対する同等の権利、並びに各国法に従い、オーナーシップ及び土地その他の財産、金融サービス、相続財産、天然資源に対するアクセスを与えるための改革に着手する。
5.b	女性の能力強化促進のため、ICTをはじめとする実現技術の活用を強化する。
5.c	ジェンダー平等の促進、並びに全ての女性及び少女のあらゆるレベルでの能力強化のための適正な政策及び拘束力のある法規を導入・強化する。





安全な水とトイレ を世界中に

日本における安全で安価な飲料水の普遍的かつ平等なアクセス

日本では、水道普及率が非常に高く、2021年時点で人口の98.2%が水道事業によって給水されている一方、下記のとおり、インフラの老朽化や水道料金の値上げ、水質問題などさまざまな課題に直面している。これらの課題は今後さらに深刻化することが予想され、誰も取り残すことなく、ターゲット6.1達成を今後も持続していくことは容易ではない。

【インフラの老朽化の進行ならびに耐震化の遅れ】

水道施設が老朽化しており、耐用年数を超えた水道管路の割合が年々増加（2021年度22.1%）している結果、年間2万件を超える漏水・破損事故が発生している※23。また、2024年に発生した能登半島地震および豪雨の影響で、現在（2025年1月）も断水が続いている地域がある。水道システムの急所施設（その施設が機能を失えばシステム全体が機能を失う最重要施設）の全国の耐震化率は、導水管約34%、浄水施設約43%など4割前後に留まっており、大規模災害時に断水が長期化するリスクがある※24。

【水道料金の値上げ】

水道施設の老朽化対応や人口減少などにより、各地で水道料金の値上げが起きている。EY Japanと水の安全保障戦略機構が2024年に発表した報告※25によると、2046年度までに水道料金の値上げが必要と推計される水道事業体数は1199事業体（分析対象の事業体の96%）に及び、水道料金の値上げ率は平均48%と見込まれている。水は飲用のみならず、衛生状態を保つため、感染症予防の手洗いのためにも不可欠であり、安全な水へのアクセスは人権である一方、水道料金の滞納が続くと給水停止措置をとられることもある。実際、生活困窮者支援を行っている団体には「水道も止められていたため水も飲めていない」という相談も寄せられている※26。

【水道からのPFOS・PFOA検出】

国土交通省と環境省が発表した全国の水道におけるペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）とペルフルオロオクタン酸（PFOA）の検出状況※27によると、2024年度（9月30日現在）、暫定目標値を超過した水道事業はゼロであった。一方、1368の水道事業について、2020年度以降の検査実績が無いこと、また、暫定目標値の今後の見直しの可能性について注視していく必要がある。

日本の水・衛生分野のODA（実施手段6.aに関して）

日本は長年にわたり水・衛生の最大ドナー国である一方、以前より、日本の水・衛生ODAは、低所得国向けの割合が小さく、大型インフラ中心であるため「誰も取り残さない」に沿っていると言い難い。2015年～2021年の日本の水・衛生ODAの3分の1は、「基本的な飲料水」「基本的なトイレ」へのアクセスの達成度がすでに順調である24か国を対象としており※28、SDGsゴール6の進捗を後押しするものとなっていない。

（国際保健ユニット：高橋部 ウォーターエイドジャパン 事務局長）

※23 国土交通省水管理・国土保全局 上下水道審議官グループ（2024）「令和6年度 全国水道主管課長会議」
<https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/watersupply/content/001741376.pdf>

※24 国土交通省 上下水道審議官グループ（2024）「上下水道施設の耐震化状況に関する緊急点検結果」
<https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/content/001840614.pdf>

※25 EY Japan・水の安全保障戦略機構（2024）「人口減少時代の水道料金はどうか？」
https://www.ey.com/ja_jp/newsroom/2024/04/ey-japan-news-release-2024-04-24

※26 今野晴貴（2024年5月21日）「全国で年間に30万件？「水道停止」で迫る熱中症・死亡のリスクをどう防ぐか」
<https://news.yahoo.co.jp/expert/articles/9a7b61e6d4f468d9cadfcd26a7d3bd48825f6a94>

※27 国土交通省（2024）「水道におけるPFOS 及びPFOA に関する調査の結果について」
https://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo13_hh_000603.html

※28 WaterAid（2023）「Donor profile: Japan」
<https://washmatters.wateraid.org/sites/g/files/jkxoof256/files/2023-06/Donor%20profile%20Japan.pdf>

ターゲット

具体的な目標	
6.1	2030年までに、全ての人々の、安全で安価な飲料水の普遍的かつ衡平なアクセスを達成する。
6.2	2030年までに、全ての人々の、適切かつ平等な下水施設・衛生施設へのアクセスを達成し、野外での排泄をなくす。女性及び少女、並びに脆弱な立場にある人々のニーズに特に注意を払う。
6.3	2030年までに、汚染の減少、投棄の廃絶と有害な化学物質・物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減及び再生利用と安全な再利用の世界的規模で大幅に増加させることにより、水質を改善する。
6.4	2030年までに、全セクターにおいて水利用の効率を大幅に改善し、淡水の持続可能な採取及び供給を確保し水不足に対処するとともに、水不足に悩む人々の数を大幅に減少させる。
6.5	2030年までに、国境を越えた適切な協力を含む、あらゆるレベルでの統合水資源管理を実施する。
6.6	2020年までに、山地、森林、湿地、河川、帯水層、湖沼などの水に関連する生態系の保護・回復を行う。
実施手段	
6.a	2030年までに、集水、海水淡水化、水の効率的利用、排水処理、リサイクル・再利用技術など、開発途上国における水と衛生分野での活動や計画を対象とした国際協力と能力構築支援を拡大する。
6.b	水と衛生に関わる分野の管理向上への地域コミュニティの参加を支援・強化する。



7 エネルギーをみんなに
そしてクリーンに



エネルギーをみんなに そしてクリーンに

国内課題

「脱炭素先行地域」により地域特性に応じ自治体・地元企業・金融機関等を巻き込み先行的な再生可能エネルギー・省エネルギー(再エネ・省エネ)取組支援等を行っていること※29、「ネット・ゼロ・エネルギー・ビル(ZEB)」「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)」など業務・家庭部門の対策支援を行っていること、企業向け・家庭向け省エネ支援策をパッケージ化し支援を行っている※30等、評価できる取組は少なくない。ただし、化石燃料からの温室効果ガス削減の道筋を示す政策は十分とはいえない。

エネルギー基本計画及び現行のエネルギー関連施策が、2050年日本のネットゼロ達成と地球温暖化を抑制するための目標である1.5℃目標達成に整合的か否かは不明瞭であり、さらなる計画・政策のブラッシュアップとその明示が今後の課題である。

災害大国日本は、災害発生時のエネルギー安定供給/アクセス確保が大きな課題だが、温室効果ガス削減との同時達成のため、再エネ・蓄電池等による分散型エネルギーシステムを離島も含め推進している点※31は、評価できる。ただし、当面地球平均気温上昇が続き、気象災害の増加・激甚化が見込まれる中、今後の気候変動適応の観点も含め、こうした取組が十分であるかは不明瞭である。

2021年の日本の相対的貧困率は15.4%であるが、相対的貧困世帯は高齢者が多い※32。高齢者がエネルギー需要を抑制することは命に関わる(夏にクーラーを利用しないことは熱中症リスクを高める等)が、気候変動対策とエネルギー貧困対策の両立に関する方策が十分とはいえない。

政府により原子力発電を推進する方針が打ち出されているが、持続可能で安全なエネルギー需給の観点でその妥当性について疑問も多く示されており、国民的議論が十分とはいえない。

国際課題

日本は、途上国において再エネ設置支援・再エネ産業支援・エネルギー管理者訓練をはじめ、再エネ・省エネ導入を支援し、温室効果ガス削減とエネルギーアクセス向上に寄与している点※33は評価できる。特に、気象災害の甚大な影響を受ける小島嶼国や最貧国での再エネ推進は、災害時の対応支援にもつながる。ただし、エネルギーアクセスが乏しい最貧国・小島嶼国、脆弱な立場にある人々のアクセスの促進が求められる中、そのための資金・技術・キャパシティビルディング面での支援が十分とは言えない。

火力発電所への支援は、CO2排出・大気汚染等の問題を伴うケースもあるとの指摘もあるが、そうした見解への対応が十分であるかは明瞭ではない。

エネルギーアクセス及び脱炭素化支援が、SDGsの他のゴール推進の観点でも妥当か否か、トレードオフを引き起こしていないかという点に関して、JICA等による取組が進みつつあるものの、十分ではない。

(環境ユニット：遠藤理紗「環境・持続社会」研究センター(JACSES)事務局次長)

※29 環境省(2024)「脱炭素先行地域づくりガイドブック(第5版)令和6年2月」

<https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/assets/guidebook/guidebook-datsutanso-chiiki-zukuri-05.pdf>

※30 経済産業省資源エネルギー庁(2024)「令和6年度補正予算案における省エネ支援パッケージ」

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/government/data/package_r6.pdf

※31 環境省(2023)「離島における再エネ自給率向上ガイド」

<https://www.env.go.jp/content/000130649.pdf>

※32 厚生労働省(2022)「2022(令和4)年 国民生活基礎調査の概況 II 各種世帯の所得等の状況」

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa22/dl/03.pdf>

※33 経済産業省資源エネルギー庁(2020)「省エネルギー・新エネルギー分野の海外展開支援について」

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/advanced_systems/smart_community/smartcity_ws/pdf/h200128_002.pdf

ターゲット

具体的な目標	
7.1	2030年までに、安価かつ信頼できる現代的エネルギーサービスへの普遍的アクセスを確保する。
7.2	2030年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。
7.3	2030年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。
実施手段	
7.a	2030年までに、再生可能エネルギー、エネルギー効率及び先進的かつ環境負荷の低い化石燃料技術などのクリーンエネルギーの研究及び技術へのアクセスを促進するための国際協力を強化し、エネルギー関連インフラとクリーンエネルギー技術への投資を促進する。
7.b	2030年までに、各々の支援プログラムに沿って開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国、内陸開発途上国の全ての人々に現代的で持続可能なエネルギーサービスを供給できるよう、インフラ拡大と技術向上を行う。



働きがいも
経済成長も



働きがいも 経済成長も

2021年から2023年にかけての完全失業率の平均は2.66％となっている。正規雇用労働者数は2015年以降上昇に転じている。こうした中、非正規雇用労働者は同年以降、37％前後で推移しており、2022年時点で約2,101万人が非正規雇用として低賃金かつ不安定な労働条件のもとで働いている※34。このうち68.2％が女性である。一般労働者の給与においても男女間で依然格差があり、男性一般労働者の給与を100としたとき、女性一般労働者の給与は2023年時点で74.8となっている※35。こうした状況は、ターゲット8.5が求める同一労働同一賃金の達成まで更なる努力が必要であることを示唆している。

なお、ターゲット8.5は障害者を含む雇用の促進も求めているが、進捗を測る指標8.5.1に対し、日本政府は一般労働者の時給を男女別・年齢別に示しており、障害者別の統計を含めていない。民間企業における障害者の実雇用率は1.88％(2015年)から2.33％(2023年)へ向上した※36。一方で、多くの知的障害者は不安定で低賃金の就業形態である福祉的就労に従事しており、障害者の79％が相対的貧困以下、97％がワーキングプア以下の生活状態であり、障害者の生活保護受給率は障害のない人の約7倍以上と報告されている※37。

ターゲット8.7は児童労働の撲滅を目指すものである。子どもに関する労働基準法関係法令違反の発生件数は、2015年の297件から2022年の127件へ減少が見られる※38。一方、児童労働の取り締まりには、児童福祉法、児童買春・児童ポルノ禁止法、風俗営業適正化法などが適用された事案も含まれる。2015年には、児童労働に相当すると考えられる福祉犯の被害者数は6,235人と報告されている※39。警察庁は2021年に2,969件の児童ポルノ事件を送致している。国連ビジネスと人権作業部会は、日本政府が法的枠組みとして児童労働を定義しておらず、児童労働撤廃に関する行動計画を策定していない、また一般的に子どもの権利に対する企業の影響についての理解度が低い、と指摘している※40。

移民労働者の権利保護を目指すターゲット8.8に関して、外国人への技術移転を目的とする技能実習制度は批判に晒されてきた。実習生は送り出し機関に数千ドルの借金を負っているケースが多い上、来日後は働きながら技能検定合格を求められており、二度不合格となれば帰国しなければならない。2022年、こうした技能実習生の実態が自由権規約第7回政府報告審査や米商務省人身取引報告書から指摘された。2024年、日本政府は国内の

労働力確保という名目のもと、技能実習に代わる「育成就労制度」を新設した。2027年より開始される本制度により、監理団体や雇用先への監督が強化され、移民労働者の権利が保護されることが望まれる。

(障害ユニット：DPI日本会議)

- ※34 総務省統計局労働力調査 <https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00200531&tstat=000000110001&cycle=0&tclass1=000001040286&tclass2=000001011682&tclass3val=0>
- ※35 男女共同参画白書令和6年版 https://www.gender.go.jp/about_danjo/whitepaper/r06/zentai/pdfban.html
- ※36 厚生労働省 平成27年 障害者雇用状況の集計結果 <https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000105446.html>
- ※37 きょうされん 2023年障害のある人の地域生活実態調査 <https://www.kyosaren.or.jp/investigation/26729/>
- ※38 厚生労働省労働基準局「労働基準監督年報」平成27年 <https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/kantoku01/dl/27.pdf>、令和4年 <https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/kantoku01/dl/r04.pdf>
- ※39 警察庁生活安全局少年課 児童虐待及び福祉犯の検挙状況(平成27年) https://www2.shakyo.or.jp/old/pdf/topics/H27kenkyo_kensu.pdf
- ※40 国連ビジネスと人権の作業部会 2024年 訪日調査最終報告書 <https://hrn.or.jp/news/25958/>

ターゲット

具体的な目標	
8.1	各国の状況に応じて、1人当たり経済成長率を持続させる。特に後発開発途上国は少なくとも年率7％の成長率を保つ。
8.2	高付加価値セクターや労働集約型セクターに重点を置くことなどにより、多様化、技術向上及びイノベーションを通じた高いレベルの経済生産性を達成する。
8.3	生産活動や適切な雇用創出、起業、創造性及びイノベーションを支援する開発重視型の政策を促進するとともに、金融サービスへのアクセス改善などを通じて中小零細企業の設立や成長を奨励する。
8.4	2030年までに、世界の消費と生産における資源効率を漸進的に改善させ、先進国主導の下、持続可能な消費と生産に関する10か年計画枠組みに従い、経済成長と環境悪化の分断を図る。
8.5	2030年までに、若者や障害者を含むすべての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、ならびに同一価値の労働についての同一賃金を達成する。
8.6	2020年までに、就労、就学及び職業訓練のいずれも行っていない若者の割合を大幅に減らす。
8.7	強制労働を根絶し、現代の奴隷制、人身売買を終らせるための緊急かつ効果的な措置の実施、最悪な形態の児童労働の禁止及び根絶を達成する。2025年までに児童兵士の募集と使用を含むあらゆる形態の児童労働をなくす。
8.8	移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、全ての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。
8.9	2030年までに、雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業を促進するための政策を立案し実施する。
8.10	国内の金融機関の能力を強化し、全ての人々の銀行取引、保険及び金融サービスへのアクセスを促進・拡大する。
実施手段	
8.a	後発開発途上国への貿易関連技術支援のための拡大統合フレームワーク(EIF)などを通じた支援を含む、開発途上国、特に後発開発途上国に対する貿易のための援助を拡大する。
8.b	2020年までに、若年雇用のための世界的戦略及び国際労働機関(ILO)の仕事に関する世界協定の実施を展開・運用化する。





産業と技術革新の 基盤をつくろう

ゴール9は、持続可能な社会をつくるために技術を向上し、産業を発展させ、暮らしを支えるインフラを整えることを目標とするもので、特にインフラ整備や産業の発展に遅れをとる後発開発途上国にとって重要な目標とされている。国連「持続可能な開発ソリューション・ネットワーク（Sustainable Development Solutions Network、以下SDSN）」の2024年レポートの日本の評価によれば、インターネットの普及率が84.9%で横ばいの他は、すべての指標について進捗が見られている。指標9.1.1の全季節利用可能な道路の2 km圏内に住んでいる地方の人口の割合については、すでに100%を達成していると報告されている。

しかし日本におけるインフラの老朽化の問題は各方面で話題になっているし、ここ数年、積雪による幹線道路の立ち往生の問題も報道をにぎわすなど、レジリエントなインフラは日本にとって決して「達成済み」のターゲットとは言えない。それが深刻な課題として立ち現れるのが、昨今では能登地震の復旧過程で大きな問題となった（そして現在もその問題は継続している）、自然災害によるインフラの破壊や復旧の遅れであろう。なによりも、その被害を受けるのが「取り残される人々」であることを考えると、市民社会としてこの問題は看過できないものである。

日本政府は、この課題に着目して、「デジタルライフライン全国総合整備計画」※41を策定し、能登地震に関しては、石川県とも協力して「奥能登版デジタルライフライン」※42により、物資支援・物流、避難所、孤立世帯へのドローン支援など、デジタル情報技術を駆使した復旧・支援活動を行っている。しかしながら、市民活動団体による輪島市の調査では、高齢者世帯における健康不安（健康に不調がある、通院や服薬が必要）、生活インフラの復旧の遅れ（電気・ガス・水道等ライフライン設備、台所・トイレ・風呂等の生活設備の不備等）、家屋の建て替えや補修の見通しの不透明があることなどが浮き彫りになっている※43。また、障害をもつ人のニーズについても、点字案内やバリアフリー対応の不備、情報提供の不足、医療ケアの確保の困難さ等が指摘されている※44。

被災地におけるインフラ復旧の遅れから、人間として尊厳のある暮らしから「取り残される」状況が発生することは十分に想定できるが、復旧支援と同時並行で行われる調査や可視

化・分析が容易に進まないことも十分推察される。このような課題に対処するためにも、特に「誰一人取り残さない」観点から、災害対応にとどまらず、平時における継続的なインフラ整備が求められる。

（今田克司：SDGs市民社会ネットワーク 理事／社会的インパクト・マネジメント・イニシアチブ 代表理事）

- ※41 第16回デジタル田園都市国家構想実現会議（2024）「デジタルライフライン全国総合整備計画概要」
https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/digital_denen/dai16/siryoku5.pdf
- ※42 石川県地域デジタル推進課（2024）「奥能登版デジタルライフライン」
https://www.pref.ishikawa.lg.jp/chiji/kisya/r6_5_16/documents/0516_kisyakaikensiryoku.pdf
- ※43 一般財団法人ダイバーシティ研究所（2024）「誰ひとり取り残さない災害対応をめざして輪島市における能登半島地震で被災された世帯の「次の生活への移行」に向けた調査実施報告書」
<https://diversityjapan.jp/dl/2024wajima-report.pdf>
- ※44 餅原秀希（2024年）「能登半島地震における障害者のニーズと現状」『Journal of Inclusive Education』13 巻 p. 49-63。
https://www.jstage.jst.go.jp/article/incleedu/13/0/13_49/_article/-char/ja

ターゲット

具体的な目標	
9.1	全ての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱（レジリエント）なインフラを開発する。
9.2	包摂的かつ持続可能な産業化を促進し、2030年までに各国の状況に応じて雇用及びGDPに占める産業セクターの割合を大幅に増加させる。後発開発途上国については同割合を倍増させる。
9.3	特に開発途上国における小規模の製造業その他の企業の、安価な資金貸付などの金融サービスやバリューチェーン及び市場への統合へのアクセスを拡大する。
9.4	2030年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。全ての国々は各国の能力に応じた取組を行う。
9.5	2030年までにイノベーションを促進させることや100万人当たりの研究開発従事者数を大幅に増加させ、また官民研究開発の支出を拡大させるなど、開発途上国をはじめとする全ての国々の産業セクターにおける科学研究を促進し、技術能力を向上させる。
実施手段	
9.a	アフリカ諸国、後発開発途上国、内陸開発途上国及び小島嶼開発途上国への金融・テクノロジー・技術の支援強化を通じて、開発途上国における持続可能かつ強靱（レジリエント）なインフラ開発を促進する。
9.b	産業の多様化や商品への付加価値創造などに資する政策環境の確保などを通じて、開発途上国の国内における技術開発、研究及びイノベーションを支援する。
9.c	後発開発途上国において情報通信技術へのアクセスを大幅に向上させ、2020年までに普遍的かつ安価なインターネットアクセスを提供できるよう図る。





人や国の不平等をなくそう

所得格差は世界規模で拡大している。2020年以降、富裕層上位5人の資産が2倍以上に拡大した一方で、50億人近くがより貧しくなっている。世界人口の21%を占める北半球の富裕国が世界の富の69%を所有している※45。COVID-19による経済への打撃が格差拡大に拍車をかけ、ウクライナ危機に伴う食料やエネルギーの価格高騰がさらに事態を深刻にしている。所得格差は国内でも拡大傾向にあり、相対的貧困率は先進国で最悪の15.3%となっている(2021年)。

日本政府は、指標10.2.1において所得分布の中央値の半分未満で暮らす人口の割合を男女別・年齢別に示しているものの、同指標が求める障害種別の統計を集計していない。これは、厚生労働省が行う国民生活基礎調査には障害者手帳の所持状況が設問項目に含まれておらず、障害者世帯の所得状況を把握する基礎統計がないためである。障害と貧困の相関は、多くの研究で指摘されており、障害者のいる世帯は相対的に所得が低い傾向にある。ある研究は国民生活基礎調査(2013年度)の個票から介助を要する障害者世帯の貧困率を分析し、20-74歳の障害者世帯は非障害者世帯の2倍の貧困リスクを有し、3割前後が相対的貧困にあると指摘している※46。2024年度の常勤労働者全体の平均賃金(月額)は、2013年度と比較して12.3%増の29.3万円であるのに対して、身体障害者は23.5万円、知的障害者は13.7万円、精神障害者は14.9万円と非障害者と比べて低い水準となっている。また18歳以上の障害者人口の4.3%(2024年度)が就労継続支援事業所を利用しているが※47、就労継続支援A型事業所の利用者の平均賃金(2021年度、月額)は8.1万円、B型事業所の利用者は1.6万円である※48。

ターゲット10.3は差別的な法律、政策及び慣行の撤廃、是正を目指すものである。2016年に成立した部落差別解消推進法は、現在もなお部落差別が存在することを明確に認めている。また北海道庁が2023年に実施した調査において、約3割の人がアイヌであることを理由に差別を受けたことがあると回答した※49。改正労働施策総合推進法により職場におけるパワーハラスメント対策が義務となったが、性的指向と性自認に関する侮辱やアウティングはいまだに多くの職場で行われている※50。こうした状況に対し、国連人種差別撤廃委員会は2018年に総括所見を発表し、日本政府が「人種差別禁止法」を不要と主張し、「国内人権機関の地位に関する原則(パリ原則)」※51に従った包括的で効果のある人権

救済機関が設置されていないことについて差別された個人や集団が補償を受けることができないと指摘している。

外国人労働者については、外国人の39%が家探しの際に、25%が仕事探しの際に外国人であることを理由に拒否された経験があり、30%が差別的な言葉を受けたことがあると報告されている※52。技能実習制度を利用し日本で働く外国人労働者は急増している。労働力人口の減少が続く日本において、外国人労働者の確保は急務であり、同時にターゲット10.7が目指す移民が安全に生活することのできる社会の創造が必須である。

(障害ユニット：DPI日本会議)

- ※45 OXFAM(2024) Inequality Inc., <https://www.oxfam.org/en/research/inequality-inc>
- ※46 山田・百瀬・四方(2015)「障害等により手助けや見守りを要する人の貧困及び同居者の就労抑制の実態」『貧困研究』15。
- ※47 障害者白書 平成27年<https://www8.cao.go.jp/shougai/whitepaper/h27hakusho/zenbun/index-pdf.htm>
令和6年度 <https://www8.cao.go.jp/shougai/whitepaper/r06hakusho/zenbun/index-pdf.html>
厚生労働省 就労継続支援A型の状況について <https://www.mhlw.go.jp/content/12201000/001330913.pdf>
- ※48 平成25年度障害者白書 <https://www8.cao.go.jp/shougai/whitepaper/h25hakusho/zenbun/index-pdf.html>
厚生労働省 毎月勤労統計調査令和6年10月分結果速報
<https://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/monthly/r06/2410p/2410p.html>
厚生労働省 令和5年度障害者雇用実態調査結果報告書 <https://www.mhlw.go.jp/content/11601000/001233721.pdf>
厚生労働省 令和3年度工賃(賃金)の実績について <https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/001042285.pdf>
- ※49 北海道アイヌ生活実態調査(令和5年) https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ass/new_jittai.html
- ※50 nijivoICE2020報告書 <https://nijiiversity.jp/879/>
- ※51 法務省ホームページ https://www.moj.go.jp/shingi1/shingi_010525_refer05.html 参照
- ※52 法務省 2016年度外国人住民調査 <https://www.moj.go.jp/content/001226182.pdf>

ターゲット

具体的な目標	
10.1	2030年までに、各国の所得下位40%の所得成長率について、国内平均を上回る数値を漸進的に達成し、持続させる。
10.2	2030年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、全ての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。
10.3	差別的な法律、政策及び慣行の撤廃、並びに適切な関連法規、政策、行動の促進などを通じて、機会均等を確保し、成果の不平等を是正する。
10.4	税制、賃金、社会保障政策をはじめとする政策を導入し、平等の拡大を漸進的に達成する。
10.5	世界金融市場と金融機関に対する規制とモニタリングを改善し、こうした規制の実施を強化する。
10.6	地球規模の国際経済・金融制度の意思決定における開発途上国の参加や発言力を拡大させることにより、より効果的で信用力があり、説明責任のある正当な制度を実現する。
10.7	計画に基づき良く管理された移住政策の実施などを通じて、秩序のとれた、安全で規則的かつ責任ある移住や流動性を促進する。
実施手段	
10.a	世界貿易機関(WTO)協定に従い、開発途上国、特に後発開発途上国に対する特別かつ異なる待遇の原則を実施する。
10.b	各国の国家計画やプログラムに従って、後発開発途上国、アフリカ諸国、小島嶼開発途上国及び内陸開発途上国を始めとする、ニーズが最も大きい国々への、政府開発援助(ODA)及び海外直接投資を含む資金の流入を促進する。
10.c	2030年までに、移住労働者による送金コストを3%未満に引き下げ、コストが5%を越える送金経路を撤廃する。





住み続けられる まちづくりを

国連SDSNの2024年レポートによる日本の評価として、「可処分所得の40%以上が住宅費に充てられている人々」が悪化しているとされた。指標11.1.1について政府は「データなし」としているが、厚生労働省はホームレスの実態に関する調査結果を公表している。また、悪質な事業者が生活保護費を不当に巻き上げ、受給者を劣悪な住環境に追いやっている事案が続発している。

SDSNの2024年レポートは、都市における「公共交通機関へ容易にアクセスできる人口の割合」についても改善が必要な状況と報告している。指標11.2.1で言及されている障害者別の統計データを、政府は現在収集していない。なお、主要鉄道駅における段差解消は93.6%、ホームドア設置は83.0%である。また政府は、地方部、特に中山間地域や高齢化、過疎化が進む地域における交通について課題としているが、データ収集はされていない。

指標11.3.2について、政府は「データなし」としている。ただし、「黒部市未来会議」、「山形県こども会議」や、フューチャー・デザインの手法で町民を議論に巻き込んだ岩手県矢巾町の事例などが生まれており、注目に値する。

災害の被害を減少させるというターゲット11.5において、特にハード面で対策が進み効果が出ている。豪雨災害の場合、かつては数千人単位の死者が出ていたものが、近年は大幅に減少している。一方、2024年1月の能登半島地震では関連死が直接死を上回ったことに代表されるように、避難生活のあり方は改善の余地が大きい。また、防災計画を立てる都道府県および市区町村各レベルの防災委員のジェンダー・バランスが課題である。女性の割合は2023年時点で、都道府県で21.8%、市区町村で10.8%※53にとどまっている。

ターゲット11.6は都市の環境の悪影響軽減を目指すものである。SDSNの2024年レポートは、PM2.5の値が改善傾向にはあるものの、いまだ高めであると報告している。

関連グローバル指標が言及している性別、年齢、障害者別の統計データについて、日本政府は収集していない。関連して、バリアフリー新法において作成が努力義務となっている「バリアフリー基本構想」の作成状況は、2023年時点で全国の自治体の20%に留まっている。

（防災・減災ユニット：浅井伸行 防災・減災日本CSOネットワーク／創価学会インタナショナル 人道・開発部長）

※53 内閣府男女共同参画局(2024)『男女共同参画白書令和6年版』

ターゲット

具体的な目標	
11.1	2030年までに、全ての人々の、適切、安全かつ安価な住宅及び基本的サービスへのアクセスを確保し、スラムを改善する。
11.2	2030年までに、脆弱な立場にある人々、女性、子ども、障害者及び高齢者のニーズに特に配慮し、公共交通機関の拡大などを通じた交通の安全性改善により、全ての人々に、安全かつ安価で容易に利用できる、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する。
11.3	2030年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、全ての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。
11.4	世界の文化遺産及び自然遺産の保護・保全の努力を強化する。
11.5	2030年までに、貧困層及び脆弱な立場にある人々の保護に焦点をあてながら、水関連災害などの災害による死者や被災者数を大幅に削減し、世界の国内総生産比で直接的経済損失を大幅に減らす。
11.6	2030年までに、大気の水質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の1人当たりの環境上の悪影響を軽減する。
11.7	2030年までに、女性、子ども、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。
実施手段	
11.a	各国・地域規模の開発計画の強化を通じて、経済、社会、環境面における都市部、都市周辺部及び農村部間の良好なつながりを支援する。
11.b	2020年までに、包含、資源効率、気候変動の緩和と適応、災害に対する強靱さ（レジリエンス）を目指す総合的政策及び計画を導入・実施した都市及び人間居住地の件数を大幅に増加させ、仙台防災枠組2015-2030に沿って、あらゆるレベルでの総合的な災害リスク管理の策定と実施を行う。
11.c	財政的及び技術的な支援などを通じて、後発開発途上国における現地の資材を用いた、持続可能かつ強靱（レジリエント）な建造物の整備を支援する。





つくる責任 つかう責任

ゴール12は、生産と消費に関わる全てのアクターが、地球環境と人々の暮らしを守るために責任ある行動をとり、生産と消費のあり方を変えていくことを目指す、2030アジェンダの核心ともいえる目標である。法制度の整備や企業の取り組みのみならず、一人ひとりの行動や社会意識の変革が求められる。

指標12.1.1については、循環型社会に向けた施策を国家戦略として取りまとめた第5次循環型社会形成推進基本計画が2024年8月に閣議決定された※54。また、この基本計画の下に位置付けられる廃棄やリサイクルに関する法制度に、2022年にはプラスチック資源循環法が、2024年には再資源化事業等高度化法が加えられ、循環経済への移行に向けた法整備が進められている。

一方、生産過程における労働・人権問題については、2022年に「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」が政府により策定・公表され、企業には自社のみならずサプライチェーンにおける人権・労働問題についても防止・軽減・救済する責任が求められるようになった。この人権問題を予防・是正する仕組み（人権デュー・ディリジェンス）の整備を、企業に義務づける動きは欧州を中心に強くなっており、日本でも義務化を求める声が高まっている。

ターゲット12.3については、2015年以降日本の食品ロス量は減少傾向にあり、2022年度には事業系食品ロス量について、「2030年度までに2000年度比で半減させる」という政府目標を達成した※55。これは、納品期限に関するいわゆる「3分の1ルール」の緩和や、「てまどり」の促進など事業者と消費者双方の努力によるものとされるが、一方、過去最少のロス量でさえその経済損失は4兆円、温室効果ガス排出量は1,046万tと推計されており※56、引き続き取り組みの普及・拡大が求められる。

ターゲット12.6については、ESG投資の拡大を背景に、法令開示内容の充実や開示基準の高度化が進んでいる。持続可能性を含む非財務情報を開示するための「統合報告書」等任意のレポートを作成する企業が増える一方で、開示媒体の多様化による企業の負担の増大が課題とされ、より健全な形を模索する議論が始まっている※57。企業の情報開示の目

的の一つに、他セクターとのエンゲージメントの促進があるが、「消費から持続可能な社会をつくる市民ネットワーク」では、2016年より「企業のエシカル通信簿」※58として企業の情報開示に関する評価を継続しており、市民発の好事例と言える。

ターゲット12.7については、2023年4月、政府調達に入札する企業は人権尊重の確保に努めるとする政府方針が出され、調達の契約書に人権尊重に関する条項が組み込まれるようになった※59。今後は、履行確認の方法や相談・救済の仕組みの整備などの検討が待たれる。また東京都では、2024年7月、行政としては初めて、調達受注者のサプライチェーンにも社会的責任の取り組みを求める「社会的責任調達指針」を策定した※60。都はこの指針で、公共調達を持続可能な社会づくりの手段と明確に位置付け、調達の主たる受注者である中小企業とともに、取り組みを進めることを謳っている。

（地域ユニット：長谷川雅子 CSOネットワーク 事務局長・理事）

- ※54 環境省(2024)「循環型社会形成推進基本計画(概要)」<https://www.env.go.jp/content/000243000.pdf>
- ※55 朝日新聞SDGs ACTION(2024年6月29日)「2022年度の食品ロス量、51万t減の472万t 事業系は「半減」目標達成 経済損失は4兆円」<https://www.asahi.com/sdgs/article/15317477>
- ※56 消費者庁(2024)「食品ロスによる経済損失及び温室効果ガス排出量の推計結果」https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_education_cms201_20240621_0003_attached.pdf
- ※57 経済産業省(2024)「企業情報開示のあり方に関する懇談会 課題と今後の方向性(中間報告)」https://www.meti.go.jp/shingikai/economy/corporate_information/20240625_report.html
- ※58 消費から持続可能な社会をつくる市民ネットワーク「企業のエシカル通信簿」<https://cnrc.jp/works/business-ethical-rating/>
- ※59 内閣官房(2023)「公共調達における人権配慮について」https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/business_jinken/dai7/siryou4.pdf
- ※60 東京都(2024)「東京都社会的責任調達指針の策定について」<https://www.metro.tokyo.lg.jp/tosei/hodohappyo/press/2024/07/16/06.html>

ターゲット

具体的な目標	
12.1	開発途上国の開発状況や能力を勘案しつつ、持続可能な消費と生産に関する10年計画枠組み(10YFP)を実施し、先進国主導の下、全ての国々が対策を講じる。
12.2	2030年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。
12.3	2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の1人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させる。
12.4	2020年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質や全ての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。
12.5	2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。
12.6	特に大企業や多国籍企業などの企業に対し、持続可能な取り組みを導入し、持続可能性に関する情報を定期報告に盛り込むよう奨励する。
12.7	国内の政策や優先事項に従って持続可能な公共調達の慣行を促進する。
12.8	2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。
実施手段	
12.a	開発途上国に対し、より持続可能な消費・生産形態の促進のための科学的・技術的能力の強化を支援する。
12.b	雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業に対して持続可能な開発がもたらす影響を測定する手法を開発・導入する。
12.c	開発途上国の特別なニーズや状況を十分考慮し、貧困層やコミュニティを保護する形で開発に関する悪影響を最小限に留めつつ、税制改正や、有害な補助金が存在する場合はその環境への影響を考慮してその段階的廃止などを通じ、各国の状況に応じて、市場のひずみを除去することで、浪費的な消費を奨励する、化石燃料に対する非効率な補助金を合理化する。





気候変動に 具体的な対策を

緩和

来年2月の期限に向け策定作業が進められている日本の次期国別削減目標 (Nationally Determined Contribution、以下NDC) は地球温暖化を抑制するための1.5℃目標達成と整合する必要があるが、現段階でそれは不明確である。

上記達成には、エネルギー起源CO₂及びメタン・フロン等CO₂以外の温室効果ガス (GHG) の削減対策の更なる実装とそのための政策が必要だが、CO₂削減のために必須の再生可能エネルギー促進政策及び化石燃料利用削減政策が十分であるかは不明瞭である。水田由来のメタン排出削減策やフロン回収対策も強化の余地が大きい。

1.5℃目標達成のために、日本はGHG削減のための資金・技術・キャパシティーに乏しい途上国への支援も要請されている。特に、途上国の化石燃料利用削減策支援については、日本の取組への不満の声が国内外から多く聞かれる状況。途上国の農業・廃棄物分野のメタン排出削減における協力・フロン回収における協力等、評価できる点もある。

NDCにメタン・フロン等、CO₂以外の削減目標が含まれていない途上国が多い状況で、COP29で発表した日本発イニシアティブ「NDC実施と透明性向上に向けた共同行動」※61は、そうした途上国のNDC策定・実施を支援する点で評価できる。

適応・ロス & ダメージ

日本の適応計画で、脆弱性の高い集団や地域を含め適応策を国内外で推進していくことを明示している点は評価できる。ただし、国内の高齢者・障害者・生活困窮者等の立場の弱い人々に対する適応策の実装の進展度合いは全体として明示されておらず、課題である。

日本が「ロス & ダメージ支援パッケージ」※62「早期警戒システム導入促進イニシアティブ・官民連携協議会」※63「すばる (SUBARU)・イニシアティブ」※64等により、途上国の適応・ロスダメ対策の支援を進めている点は評価できる。

しかし、気候変動の被害を不均衡に受ける途上国の女性・子ども・移民・先住民族等の立場

の弱い人々を含めたレジリエンス強化への貢献の程度は明確でなく、課題が残る。気候変動によって悪化する食料／水／エネルギーアクセスやCoolingアクセス (冷却機器・冷却ソリューションへのアクセス) 支援策に関しては、日本にそれらに貢献する技術・ノウハウがあり、支援策をより明確化することも課題である。

気候変動とSDGs

SDGs達成には、ゴール13と他のゴールとのシナジー強化とトレードオフ回避が必要であり、気候変動・生物多様性・循環型社会構築を国内で一体的に進めるとともに、他国への浸透もはかる日本の取組は評価できる。ただし、COPでの議題となっている「気候変動とジェンダー」への対応を含め、課題が少なくない。

その他

CO₂以外のGHG削減や国内外の脆弱な立場の人々を含む適応やロス & ダメージ対策への貢献の必要性等が事業者・消費者等に浸透しておらず、啓発／教育に課題が残る。また、それらのためのESG金融の推進や脆弱な立場の人々を含む多様なステークホルダーの気候変動政策立案過程への参画も不十分である。

(環境ユニット：足立治郎 「環境・持続社会」研究センター(JACSES) 事務局長)

※61 環境省(2024)「NDC実施と透明性向上に向けた共同行動(和文)」 <https://www.env.go.jp/content/000266179.pdf>

※62 環境省(2022)「日本政府の気候変動の悪影響に伴う損失及び損害(ロス&ダメージ)支援パッケージ」
<https://www.env.go.jp/content/000087002.pdf>

※63 環境省(2023)「「早期警戒システム官民連携協議会」の設立と第1回協議会の開催について」
https://www.env.go.jp/press/press_01628.html

※64 経済産業省(2022)「すばる (SUBARU)・イニシアティブ(概要)」
<https://www.meti.go.jp/press/2022/11/20221116002/20221116002-1.pdf>

ターゲット

具体的な目標	
13.1	全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性(レジリエンス)及び適応の能力を強化する。
13.2	気候変動対策を国別の政策、戦略及び計画に盛り込む。
13.3	気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。
実施手段	
13.a	重要な緩和行動の実施とその実施における透明性確保に関する開発途上国のニーズに対応するため、2020年までにあらゆる供給源から年間1,000億ドルを共同で動員するという、UNFCCCの先進締約国によるコミットメントを実施するとともに、可能な限り速やかに資本を投入して緑の気候基金を本格始動させる。
13.b	後発開発途上国及び小島嶼開発途上国において、女性や青年、地方及び社会的に疎外されたコミュニティに焦点を当てることを含め、気候変動関連の効果的な計画策定と管理のための能力を向上するメカニズムを推進する。





海の豊かさを守ろう

海洋については、海の健全性を悪化させる国際課題が山積しており、また、日本国内においても更なる取組が必要だ。陸から海に流れるごみ・化学物質等による海洋汚染に関するターゲット14.1について、マイクロプラスチック含む、プラスチック条約の交渉が難航している。

ターゲット14.2や14.3は、海洋や沿岸生態系の回復と、気候変動により大気中のCO2濃度が高まった結果その一部が海にも吸収され、これにより従来、弱アルカリ性である海水が酸性化する「海洋酸性化」に関する目標である。日本近海でも指標から酸性化傾向が見えており、気候変動緩和の対策が急務である。また、他の危機要因である陸からの汚染・土壌流入の抑止も、レジリエンスの高い沿岸海洋生態系とその回復に必要である。例えば両者に関連して、2023年から2024年にかけて第4回目となる世界規模のサンゴ白化が発生した。

藻場や海草再生に向けた取組も地域レベルで始まっているが、さらに拡大の必要がある。ターゲット14.4「違法・無報告・無規制(IUU)漁業の撲滅」や14.6「IUUつながる補助金の撤廃」には進展があった。生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム(IPBES)の評価※65によるとIUU漁獲は、総漁獲量の最大33%に該当するとしており、海洋資源管理のための国際的な監視の強化が求められている。このターゲット実現に向けた世界貿易機関(WTO)下の交渉は、2022年、過剰漁獲につながる補助金の禁止やIUUにつながる補助金撤廃のための協定として結実している。

ターゲット14.5は、生物学的・生態学的に重要な場所の管理を進める海洋保護区の効果が認められ、海の一定面積をこの海洋保護区に設定することを目指している。2023年6月に、国連海洋法条約下に、公海生物多様性協定が成立し、どこの国にも属さない公海の保護地域化を進めるプロセスが生まれた。この国際枠組みは、ゴール15の実施手段15.cの達成にもつながっているが、日本はまだ批准していない。

(環境ユニット：道家哲平 国際自然保護連合日本委員会 事務局長)

※65 IPBES (2019) Summary for policymakers of the global assessment report on biodiversity and ecosystem services of the Intergovernmental Science-Policy Platform on Biodiversity and Ecosystem Services.
https://files.ipbes.net/ipbes-web-prod-public-files/inline/files/ipbes_global_assessment_report_summary_for_policymakers.pdf

ターゲット

具体的な目標	
14.1	2025年までに、海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。
14.2	2020年までに、海洋及び沿岸の生態系に関する重大な悪影響を回避するため、強靱性(レジリエンス)の強化などによる持続的な管理と保護を行い、健全で生産的な海洋を実現するため、海洋及び沿岸の生態系の回復のための取組を行う。
14.3	あらゆるレベルでの科学的協力の促進などを通じて、海洋酸性化の影響を最小限化し、対処する。
14.4	水産資源を、実現可能な最短期間で少なくとも各資源の生物学的特性によって定められる最大持続生産量のレベルまで回復させるため、2020年までに、漁獲を効果的に規制し、過剰漁業や違法・無報告・無規制(IUU)漁業及び破壊的な漁業慣行を終了し、科学的な管理計画を実施する。
14.5	2020年までに、国内法及び国際法に則り、最大限入手可能な科学情報に基づいて、少なくとも沿岸域及び海域の10/パーセントを保全する。
14.6	開発途上国及び後発開発途上国に対する適切かつ効果的な、特別かつ異なる待遇が、世界貿易機関(WTO)漁業補助金交渉の不可分の要素であるべきことを認識した上で、2020年までに、過剰漁獲能力や過剰漁獲につながる漁業補助金を禁止し、違法・無報告・無規制(IUU)漁業につながる補助金を撤廃し、同様の新たな補助金の導入を抑制する。
14.7	2030年までに、漁業、水産養殖及び観光の持続可能な管理などを通じ、小島嶼開発途上国及び後発開発途上国の海洋資源の持続的な利用による経済的便益を増大させる。
実施手段	
14.a	海洋の健全性の改善と、開発途上国、特に小島嶼開発途上国および後発開発途上国の開発における海洋生物多様性の寄与向上のために、海洋技術の移転に関するユネスコ政府間海洋学委員会の基準・ガイドラインを勧奨しつつ、科学的知識の増進、研究能力の向上、及び海洋技術の移転を行う。
14.b	小規模・沿岸零細漁業者に対し、海洋資源及び市場へのアクセスを提供する。
14.c	「我々の求める未来」のパラ158において想起されるとおり、海洋及び海洋資源の保全及び持続可能な利用のための法的枠組みを規定する海洋法に関する国際連合条約(UNCLOS)に反映されている国際法を実施することにより、海洋及び海洋資源の保全及び持続可能な利用を強化する。





陸の豊かさも 守ろう

ターゲット15.1から15.4までは、陸地で見られる様々な生態系の保全や再生を目指す目標である。ターゲットに具体的に記述されている森林、湿地、乾燥地生態系は、世界中で農地や住宅地への転換の危機にさらされている。山地生態系も、水源としての価値があること、山地が国境であることが多いことから、自然資源の公平な利用と国際協力上、特に強調されたターゲットである。

日本国内におけるこれら生態系の危機要因は、環境アセス図書の傾向を見る限り、再エネ施設建設等が多くの問題となっている。また、日本の消費がこれらの生態系における商業的大規模生産を後押している可能性がある。サプライチェーン上のリスクでもあり、大企業や中小企業には、規模に応じた生物多様性関連情報のさらなる開示が求められている。

ターゲット15.5は、絶滅危惧種の保全に関するターゲットである。絶滅危惧種の情報を取りまとめている国際自然保護連合（IUCN）は、2015年調査時点で、8万種のうち絶滅危惧種は約2万3千種としていたが、2024年10月発表では、16万種近く評価したうち4万6千種を絶滅危惧種として判定するなど、残念ながら国内外において保全の進展は鈍い。ただし、保全活動の成果は着実にあり、種の絶滅加速を緩やかに出来ていたとの論文も出されている。

ターゲット15.7、15.8は、野生生物の移動に関わる課題で、日本にも深く関わっているが明確な進展は見られない。2015年以降、野生生物の違法取引は、薬物・武器・人身取引と並ぶ国際犯罪組織の収入源という認識が高まり、国際社会で厳しい目が向けられている。過去に輸入した象牙の在庫が多い日本は、象牙市場の閉鎖等の措置が課題である。また、昆虫・両性は虫類といったいわゆるエキゾチックアニマルをペットとして輸入することができており、規制が不完全である。外来生物（15.8）も、この10年、侵入経路特定のための国際協力が前進する一方、自由貿易協定などでモノや人の移動が加速し、早期発見・対策のための人材・仕組みの確保が全く追いついていない現状がある。

一方、ターゲット15.9や実施手段15.a等、自然に関わる経済にも年々注目が高まっている。2023年日本で開催されたG7サミット環境大臣会合では「ネイチャーポジティブ経済

アライアンス」が設立され、企業による生物多様性関連財務情報の開示枠組みが発表された。生物多様性保全のために、民間も含むあらゆる資金源からの資源動員の、国内における推進が問われている。

（環境ユニット：道家哲平 国際自然保護連合日本委員会 事務局長）

ターゲット

具体的な目標	
15.1	2020年までに、国際協定の下での義務に則って、森林、湿地、山地及び乾燥地をはじめとする陸域生態系と内陸淡水生態系及びそれらのサービスの保全、回復及び持続可能な利用を確保する。
15.2	2020年までに、あらゆる種類の森林の持続可能な経営の実施を促進し、森林減少を阻止し、劣化した森林を回復し、世界全体で新規植林及び再植林を大幅に増加させる。
15.3	2030年までに、砂漠化に対処し、砂漠化、干ばつ及び洪水の影響を受けた土地などの劣化した土地と土壌を回復し、土地劣化に荷担しない世界の達成に尽力する。
15.4	2030年までに持続可能な開発に不可欠な便益をもたらす山地生態系の能力を強化するため、生物多様性を含む山地生態系の保全を確実に行う。
15.5	自然生息地の劣化を抑制し、生物多様性の損失を阻止し、2020年までに絶滅危惧種を保護し、また絶滅防止するための緊急かつ意味のある対策を講じる。
15.6	国際合意に基づき、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を推進するとともに、遺伝資源への適切なアクセスを推進する。
15.7	保護の対象となっている動植物種の密猟及び違法取引を撲滅するための緊急対策を講じるとともに、違法な野生生物製品の需要と供給の両面に対処する。
15.8	2020年までに、外来種の侵入を防止するとともに、これらの種による陸域・海洋生態系への影響を大幅に減少させるための対策を導入し、さらに優先種の駆除または根絶を行う。
15.9	2020年までに、生態系と生物多様性の価値を、国や地方の計画策定、開発プロセス及び貧困削減のための戦略及び会計に組み込む。
実施手段	
15.a	生物多様性と生態系の保全と持続的な利用のために、あらゆる資金源からの資金の動員及び大幅な増額を行う。
15.b	保全や再植林を含む持続可能な森林経営を推進するため、あらゆるレベルのあらゆる供給源から、持続可能な森林経営のための資金の調達と開発途上国への十分なインセンティブ付与のための相当量の資源を動員する。
15.c	持続的な生計機会を追求するために地域コミュニティの能力向上を図る等、保護種の密猟及び違法な取引に対処するための努力に対する世界的な支援を強化する。

陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する





平和と公平を すべての人に

ゴール16は、SDGs全体の達成の土台となる目標だが、外務省のウェブサイト「JAPAN SDGs Action Platform」の「SDGグローバル指標による進捗の測定」※66によると、「現在、提供できるデータはありません」と表示される指標が24件中10件あり、データがない指標については早急な開示が必要である。

SDGsターゲット・指標でアルファベットが付くものは「実施手段」とされるが、人権侵害の予防・救済の基盤となる指標16.a.1について、これまで日本政府は国連人権条約諸機関より何度も勧告を受けながら、これに沿った機関を未だ設置していない。2024年5月に発表された「国連ビジネスと人権作業部会」の訪日調査報告書※67も、「日本に国内人権機関が存在しないことを深く憂慮」するとし、実効的な救済へのアクセスを促進するためにパリ原則に沿った独立した機関を遅滞なく設立することを勧告している。

さらに、実施手段16.bの指標16.b.1※68について提供できるデータはないとされているが、そもそも日本には属性や特定分野に制限されない、多様な形態の差別に対応する包括的差別禁止法が制定されておらず、これも繰り返し人権条約機関より勧告を受けている。

ゴール16が目指す、脆弱な立場に置かれやすい人々（女性、LGBTQI【同性愛者や両性愛者、トランスジェンダーなどを指すセクシャル・マイノリティの総称】、障害者、外国ルーツの人々、先住民族、子ども・若者、高齢者など）の人権を保護・推進し、あらゆるレベルで説明責任を果たす包摂的な制度実現に不可欠な指標16.a.1、実施手段16.bのいずれも、日本では取り組みが進んでいない深刻な状況にある。

その他、進捗が報告されていないターゲット16.5に関しては、OECD贈賄作業部会の対日審査報告書※69では外国公務員賄賂事案への対応の欠如が報告されている他、談合や情報漏洩などの汚職の事案は枚挙にいとまがない。

また進捗が報告されているターゲット・指標においても、データや取り組みが不十分な部分が多く見られる。例えばターゲット16.7では、国会・地方議員について報告されているのは性別のみで、年齢別、障害者別、人口グループ別のデータは含まれない。公務員・公的

機関・司法についても、それぞれデータの不足が見られる。

ターゲット16.2の達成に寄与するべく2021年に策定された「子どもに対する暴力撲滅行動計画」※70は、子どもに対する暴力撲滅パスファインディング国として、日本がこれまでの取り組みを振り返り、更なる成果をもたらすためにも今後見直しプロセスが求められる。一方、日本政府は2024年11月にコロンビアで開催された「第1回子どもに対する暴力撤廃グローバル閣僚会議」に出席し、自国のプレッジ発表や国際枠組みへの賛同表明など積極的な姿勢を示していることは高く評価される。

（ビジネスと人権ユニット：
若林秀樹 国際協力センター 理事／堀江由美子 セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン アドボカシー部長／岩附由香 ACE 代表）

※66 JAPAN SDGs Action Platform SDGグローバル指標16

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/statistics/goal16.html>

※67 国連ビジネスと人権作業部会 訪日調査報告書

<https://www.ohchr.org/en/documents/country-reports/ahrc5655add1-visit-japan-report-working-group-issue-human-rights-and>

※68 指標16.b.1: 国際人権法の下で禁止されている差別の理由において、過去12ヶ月の間に差別又は嫌がらせを個人的に感じたと報告した人口の割合

※69 OECD贈賄賂作業部会第4期対日審査報告書

https://www.oecd.org/ja/publications/2019/06/implementing-the-oecd-anti-bribery-convention-phase-4-report-japan_2583363c.html

※70 子どもに対する暴力撲滅行動計画 <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100224422.pdf>

ターゲット

具体的な目標

- 16.1 あらゆる場所において、全ての形態の暴力及び暴力に関連する死亡率を大幅に減少させる。
- 16.2 子どもに対する虐待、搾取、取引及びあらゆる形態の暴力及び拷問を根絶する。
- 16.3 国家及び国際的なレベルでの法の支配を促進し、全ての人々に司法への平等なアクセスを提供する。
- 16.4 2030年までに、違法な資金及び武器の取引を大幅に減少させ、奪われた財産の回復及び返還を強化し、あらゆる形態の組織犯罪を根絶する。
- 16.5 あらゆる形態の汚職や贈賄を大幅に減少させる。
- 16.6 あらゆるレベルにおいて、有効で説明責任のある透明性の高い公共機関を発展させる。
- 16.7 あらゆるレベルにおいて、対応的、包摂的、参加型及び代表的な意思決定を確保する。
- 16.8 グローバル・ガバナンス機関への開発途上国の参加を拡大・強化する。
- 16.9 2030年までに、全ての人々に出生登録を含む法的な身分証明を提供する。
- 16.10 国内法規及び国際協定に従い、情報への公共アクセスを確保し、基本的自由を保障する。

実施手段

- 16.a 特に開発途上国において、暴力の防止とテロリズム・犯罪の根絶に関するあらゆるレベルでの能力構築のため、国際協力などを通じて関連国家機関を強化する。
- 16.b 持続可能な開発のための非差別的な法規及び政策を推進し、実施する。





パートナーシップで 目標を達成しよう

ゴール17は「パートナーシップで目標を達成しよう」と題されており、持続可能な開発を実現するために、国際的な協力とパートナーシップの強化を呼びかけている。つまり、すべての国、企業、市民社会、国際機関が協力し合い、SDGsの達成に向けた取り組みを加速することを目指している。この目標は、SDGsの他の目標を達成するためには協働が不可欠であり、単独では解決できない問題に対処するためには、世界全体で協力することが必要であるという理念に基づく。

日本政府は、SDGs目標17の達成に向け、途上国とのパートナーシップ構築において、経済的支援、技術協力、貿易拡大の面で重要な役割を果たしている。例えば、世界第3位のODA供給国としての金銭的援助や、技術協力を通じて途上国の開発能力を高めるために、独立行政法人国際協力機構（JICA）等と協力したさまざまなプログラムを実施、「アフリカ開発会議（TICAD）」や「日ASEAN経済連携協定（AJCEP）」を通じて、アフリカや東南アジア諸国との経済的なつながりを深めている。他にも、SDGsのモニタリングのための統計能力指標として非集計型データの入手促進にも取り組んでおり、日本政府は2020年6月に障害者統計の充実を行うことを閣議決定した。

上記のようなゴール17の達成に向けた成果の一方で、課題も指摘されている。例えば、日本のODAの対GNI比は、2023年度が0.44％と以前よりも増加傾向にあるが、DACメンバーの中では第12位と低く、国際目標の0.7％には依然不足している。また、後発開発途上国（Least Developed Country、以下LDC）向けODAの対GNI比は0.12％※71であり、少なくとも0.2％をLDCsに供与するという国際目標には不足している。途上国開発のための追加財源については、国際連帯税や民間資金動員の検討が行われているが、具体的な施策の実行には至っていない。また、国際的に税の国際協調による税の衡平性と富の再分配が求められるなか、日本政府は国連租税枠組条約の骨子案に反対票を投じた。同骨子案は110カ国の圧倒的多数をもって採択されたため、今後は日本としても積極的関与が求められるだろう。

これらの課題を鑑みると、ゴール17を達成するためには、さまざまな戦略的アプローチが必要だろう。まず、資金調達が多様化が重要であり、民間資本や社会的インパクト投資、さらに、国際金融機関との協力強化や、開発資金を引き出すための市場整備が求められる。加

えて、国際的な政策調整の強化も欠かせない。特に、気候変動や貧困削減といったグローバルな課題には、国際機関や各国政府間での調整が不可欠である。そして最後に、多様なパートナーシップの形成が重要である。政府、企業、NGO、市民社会が協力して共通の目標に向かうためには、各セクター間の対話と連携を促進する枠組みを構築することが期待される。

（ユースユニット：本行紅美子 持続可能な社会に向けたジャパンユースプラットフォーム（JYP5） 共同事務局長）

※71 令和5年度（2023年度）NGO・外務省定期協議会「第3回ODA政策協議会」議事録 p.28
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/100682978.pdf>

ターゲット

具体的な目標	
資金	
17.1	課税及び徴税能力の向上のため、開発途上国への国際的な支援なども通じて、国内資源の動員を強化する。
17.2	先進国は、開発途上国に対するODAをGNI比0.7％に、後発開発途上国に対するODAをGNI比0.15～0.20％にするという目標を達成すると多くの国によるコミットメントを含むODAに係るコミットメントを完全に実施する。ODA供与国が、少なくともGNI比0.20％のODAを後発開発途上国に供与するという目標の設定を検討することを奨励する。
17.3	複数の財源から、開発途上国のための追加的資金源を動員する。
17.4	必要に応じた負債による資金調達、債務救済及び債務再編の促進を目的とした協調的な政策により、開発途上国の長期的な債務の持続可能性の実現を支援し、重債務貧困国（HIPC）の対外債務への対応により債務リスクを軽減する。
17.5	後発開発途上国のための投資促進枠組みを導入及び実施する。
技術	
17.6	科学技術イノベーション（STI）及びこれらへのアクセスに関する南北協力、南南協力及び地域的・国際的な三角協力を向上させる。また、国連レベルをはじめとする既存のメカニズム間の調整改善や、全世界的な技術促進メカニズムなどを通じて、相互に合意した条件において知識共有を進める
17.7	開発途上国に対し、譲許的・特惠的条件などの相互に合意した有利な条件の下で、環境に配慮した技術の開発、移転、普及及び拡散を促進する。
17.8	2017年までに、後発開発途上国のための技術バンク及び科学技術イノベーション能力構築メカニズムを完全運用させ、情報通信技術（ICT）をはじめとする実現技術の利用を強化する。
キャパシティ・ビルディング	
17.9	全ての持続可能な開発目標を実施するための国家計画を支援するべく、南北協力、南南協力及び三角協力などを通じて、開発途上国における効果的かつ的をのぼった能力構築の実施に対する国際的な支援を強化する。
貿易	
17.10	ドーハ・ラウンド（DDA）交渉の受諾を含むWTOの下での普遍的でルールに基づいた、差別的でない、公平な多角的貿易体制を促進する。
17.11	開発途上国による輸出を大幅に増加させ、特に2020年までに世界の輸出に占める後発開発途上国のシェアを倍増させる。
17.12	後発開発途上国からの輸入に対する特惠的な原産地規則が透明で簡略的かつ市場アクセスの円滑化に寄与するものとなるようにすることを含む世界貿易機関（WTO）の決定に矛盾しない形で、全ての後発開発途上国に対し、永続的な無税・無枠の市場アクセスを適時実施する。
体面／政策・制度的整合性	
17.13	政策協調や政策の首尾一貫性などを通じて、世界的なマクロ経済の安定を促進する。
17.14	持続可能な開発のための政策の一貫性を強化する。
17.15	貧困解消と持続可能な開発のための政策の確立・実施にあたっては、各国の政策空間及びリーダーシップを尊重する。
マルチステークホルダー・パートナーシップ	
17.16	全ての国々、特に開発途上国での持続可能な開発目標の達成を支援すべく、知識、専門的知見、技術及び資金源を動員、共有するマルチステークホルダー・パートナーシップによって補完しつつ、持続可能な開発のためのグローバル・パートナーシップを強化する。
17.17	さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。
データ、モニタリング、説明責任	
17.18	2020年までに、後発開発途上国及び小島嶼開発途上国を含む開発途上国に対する能力構築支援を強化し、所得、性別、年齢、人種、民族、在留資格、障害、地理的位置及びその他各国事情に関連する特性別の質が高く、タイムリーかつ信頼性のある非集計型データの入手可能性を向上させる。
17.19	2030年までに、持続可能な開発の進捗状況を測るGDP以外の尺度を開発する既存の取組を更に前進させ、開発途上国における統計に関する能力構築を支援する。



4 SDGs日本の取り組みと提言

この章では、SDGsの進捗状況を受けて、達成に向けた提言を掲載しています。

4-1ではSDGs日本が2020年12月から2024年12月の4年間に行った提言を、

4-2では3で紹介した進捗状況をふまえて、

各ユニットからの達成に向けた提言を掲載しています。

4-1 SDGs日本の取り組みと提言

① この4年間、繰り返し提言しているSDGs達成のための基盤となる3点

持続可能な世界を創造するには、環境・社会・経済に統合的にアプローチし、システムの変容を含む根本的な変革を実現する必要がある。SDGsの理念そのものを掲げるのみならず、各目標・各ターゲットの達成のための実践を積み上げているそれぞれの事業ユニットや会員団体と共に、SDGs日本はネットワーク組織としてこれまで日本国内のSDGsの推進に対し、様々な機会をとらえ、提言活動を行ってきた。また、これらの提言活動を踏まえ、「実施指針を具体的かつ効果的に実施するには行動計画が不可欠である」との見解を2023年12月に発表している。発表した見解では、SDGs日本が過去4年間、繰り返し提言してきた以下の3点を強調している。

- (1) すべての目標において横断的に人権尊重とジェンダー平等を実現するための制度的整備を「誰一人取り残さない」という理念を踏まえれば、SDGsの核心は「人権」であり、日本が批准している人権条約を始めとする国際人権基準の実現が求められる。その際には、差別と不平等の交差性・複合性の視点を踏まえ、人権の保障に取り組む必要がある。指標16.a.1「パリ原則に準拠した独立した国内人権機関の設置」を始め、日本が繰り返し国連人権理事会や人権条約委員会から勧告されてきた国際人権基準を実現するためのインフラ整備が強く求められる。OECD 諸国平均との比較等において課題が指摘されている、目標 5「ジェンダー平等の実現」や目標 10「人や国の不平等の解消」の実現にも、人権の視点が不可欠である。
- (2) 貧困・格差解消のための指標の確定と目標値の設定を SDGs 推進円卓会議民間構成員が政府に提出した「SDGs 実施指針改定に向けた提言」の「人間 (People)」分科会からの最重要提言の一つが「日本における貧困および格差解消を測るための指標を確定し、目標値を設定し、それを属性別に検証する」ことであった。これについて、実施指針は特に言及していない。国内における貧困と格差の解消は目標1の達成に向けた喫緊の課題であり、OECD の相対的貧困 の定義に則って継続的に分析し対応する必要がある。その際には、SDGsグローバル指標が求めているように、性別、年齢別のデータが重要である。
- (3) 一層、幅広いステークホルダーとの対話の機会を通じて SDGs の確実な達成をSDGsの達成には、国連のMGoSiに代表される、幅広いステークホルダーの参加と協働が不可欠だ。今後もより一層、取り残されがちな人の声が政策と施策に反映される必要がある。2022年度に2回にわたって実施された

「SDGs実施指針改定に関するパートナーシップ会議」は、幅広いステークホルダーが日本におけるSDGsの達成に向け、目標やターゲットを議論するための重要な場だった。こうした場をさらに発展させ、そうした会議からの提言を政策に反映することが求められる。パブリック・コメントの募集については、市民社会を始めとする幅広いステークホルダーから意見を聴取し政策に反映するという目的に鑑みれば、意見募集の期間およびパブリック・コメント募集に関する広報活動について、さらなる改善を期待している。

② 日本政府の施策(アクションプラン)への提言4点

日本政府が2018年から、政府のSDGs施策として取りまとめている「アクションプラン」に対し、SDGs日本では、市民社会視点で補完することを意図し、「ボトムアップ・アクション・プラン」を取りまとめ提言してきた。この提言において、分野やテーマを横断する提言として、以下の4つを提言している。ボトムアップアクションプラン2022においては、全体政策について、4つの提言を行った。

- (1) 行政府・立法府に向けて、国連「2030アジェンダ」の前文にある「P」から始まる5つの分野を統合した政策／施策の必要性を提言。
- (2) 国会や地方議会に向けて、経済・社会・環境を統合した公正で包摂的なSDGs実現に一貫して関与する必要性を提言。
- (3) 社会全体に向けて、現代の「持続不可能」な社会・経済・環境を「持続可能」に変容するために、未来から逆算した行動(バックキャスティング)の必要性を提言。その時に、複数課題の同時解決(マルチベネフィット)と両立できない関係性(トレードオフ)の解決に配慮する必要性も提言。
- (4) (1)～(3)を実現するには、行政・立法・司法に加え、市民・住民、民間企業、地方自治体と地方議会など、あらゆる人が対等な立場でSDGsの実施に参画することが必要だと提言した。

③ その他の全体的な取り組み

- (1) SDSNレポートおよび国連によるSDGsの進捗報告に対して、市民社会の視点から進捗を評価し、これらの報告の不足や課題について提言してきた。
- (2) コロナ禍において、市民社会組織によるSDGs推進活動が後退しないように、またコロナ禍によって最も負の影響を受ける人々とともに4本の提言を発表した。
- (3) 日本が議長国を務めた「G7広島サミット2023」では、議長国の市民社会組織としてG7諸国の市民社会のエンゲージメントグループ「Civil7」をホストした「G7市民社会コアリション2023」の共同事務局を担い、Civil7としての提言書を取りまとめ、日本の首相に提出した。Youth7やWoman7など、他のエンゲージメントグループとも連携して共同記者会見や日本政府シェルパとの意見交換の機会を設定した。
- (4) 直近のアクションプランである、SDGsアクションプラン2023発表時には、「見解」を発表し、「多様性ある包摂社会の実現」の明記や広くステークホルダーの意見を集めることの重要性の評価を歓迎すると共に、SDGsの達成に向けて国内の貧困・格差問題へのより積極的な取組を呼びかけた※72。

(新田英理子 SDGs市民社会ネットワーク 理事・事務局長)

※72 SDGs日本「政府「SDGsアクションプラン2023」発表にあたってのSDGs市民社会ネットワークの見解」
https://www.sdgs-japan.net/single-post/sdgsactionplan_kenkai_20230330

4-2 事業ユニットからの提言

開発ユニット

① 開発資金と開発協力

SDGs達成に向けた最も大きな課題の一つが開発資金ギャップであり、年間2.5兆米ドル程度であったところ、COVID-19パンデミックを経て現在は年間4兆米ドルと大きく増加している※73。

開発資金について、第一義的に先進各国によるODA拠出目標の達成が急務である。日本は「開発途上国に対するODAをGNI比0.7%にする」という目標に対し、0.39%（2022年）から0.44%（2023年※74）と増加しているものの、DACメンバーの中では第12位と依然低い水準であるため、2030年までに0.7%に達する道筋を示すことが求められる。また「少なくともGNI比0.20%のODAを後発開発途上国に供与する」という目標に対し、2022年の最新の数値は0.12%※75であり、この達成も求められる。さらに、貧困対策や感染症対策に効果的な贈与（グラント）の大幅な増加や、DAC定義によるODAのアンタイド化を進めるべきである。（ターゲット17.2）

加えて、国内資源動員の観点から国際協調による税の衡平性と富の再分配が求められる中、2024年11月、国連租税枠組条約の骨子案は125か国の圧倒的多数をもって採択された。しかし、日本は税制に関する広範なコンセンサスが反映されていないことなどを理由として、反対票を投じている※76。公平な税制を確立するために、各国との交渉を続け、積極的な関与が求められる。（ターゲット17.1）

日本政府は、2023年の開発協力大綱改定において、ODAの効果的活用方策の一つとしてオフアー型協力の強化を打ち出し、気候変動対策・GX、経済強靱化、デジタル化促進・DX等の分野での民間資金の積極的活用を謳っている※77。また、2024年の「開発のための新しい資金動員に関する有識者会議」による外務大臣への提言では、民間資金のODAとの一層の連携が提案されている※78。しかし、これら民間資金の活用方策においては、開発効果、追加性、人権配慮、ガバナンス等、ブレンディッド・ファイナンスに関するOECDガイダンスやビジネスと人権指導原則への準拠等が明示されておらず、早急な対応が求められる。

追加的資金の観点からは、航空券連帯税や金融取引税などの国際連帯税により、国際的に公的資金を捻出し、社会課題に投資することが極めて重要である。2020年の「SDGsの達成のための新たな資金を考える有識者懇談会」では、航空券税に関しては「国際航空事業が正常化した段階で再考すべき」とされたが、その後も具体化に至っていない※79。世界の富の配分の逆進性が高まり、貧困・格差が加速している現在、所得税や法人税の累進化を強め、税と社会保障による所得再分配機能を上げる必要がある。（ターゲット17.3）

さらに、開発資金ギャップへの対応の観点からは、国際開発金融機関の改革、債務救済、特別引出権（SDR）を通じた低所得国への資金アクセスの向上などを推進することが求められる。（ターゲット10.6、ゴール17）

② 開発協力の基本原則

日本は、「人間の安全保障」を開発協力大綱の指導理念に位置づけており、その考え方は自由、民主主義、基本的人権の尊重、法の支配といった価値に通じるものとしている。

これを踏まえ、日本は他国の平和や人権、民主主義、ジェンダー平等を積極的に支援すべきである。これ

らの点について、客観的な指標等に基づいて援助戦略に積極的に位置づけ、自国の援助が被援助国における人権抑圧や独裁傾向の助長、環境や社会の破壊、戦争等に結びつかないようにする必要がある。特に、新規ODA案件に関しては、人権デュー・ディリジェンスを行い、社会・環境への負の影響がないよう、また非民主的な主体が不当に経済的利益を得ることがないよう、事前の審査と使途の定期的なモニタリングを行うことが必要である。また、二国間・多国間援助で、貧困格差やLGBTQIなど人権侵害を被っているコミュニティへの支援、各国の人権状況改善やそのための法整備支援、社会的認知の支援などが求められており、日本NGO連携無償資金協力等でも重点化すべきである。（ターゲット16.3、16.6）

「人間の安全保障」実現のための人への投資という観点から、最も疎外され周縁化されたコミュニティを優先した「誰一人取り残さない」世界の実現のために、開発協力とNGOの主流化、教育や保健・栄養、水・衛生、社会的保護をはじめとする基礎社会セクターおよび緊急人道支援への援助増額が必要である。（ターゲット10.2、10.7、実施手段10.b）

日本は外国公務員贈賄の疑いのある事案として46件が探知され、その半分はOECD贈賄作業部会（WGB）が知らせたものであると指摘されている※80。日本政府は、国際協力での汚職防止と民主主義構築支援に努める必要がある。（ターゲット16.5）

OECD-DACによる「市民社会はそれ自体が独立した開発および人道的アクターである」との定義※81を踏まえ、開発協力における、健全な民主主義に不可欠な市民社会活動の自由を保障する法・社会制度構築支援の重点化、国・地域レベルのNGOネットワークとの政策対話や財政支援、市民社会とその活動に関する過度な規制の撤廃、現地NGOと日本政府のODA政策に関する対話の促進を行うべきである。（ターゲット16.7）

※73 United Nations (2024), “Financing for Sustainable Development Report 2024: Financing for Development at a Crossroads” <https://desapublications.un.org/publications/financing-sustainable-development-report-2024>

※74 外務省、「2023年の各国ODA実績（暫定値）の公表」 https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press1_001634.html

※75 JAPAN SDGs Action Platform, 「SDGグローバル指標（SDG Indicators）17: パートナリーシップで目標を達成しよう」 <https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/statistics/goal17.html>（2025年2月8日閲覧）NGO・外務省定期協議会2023年度「第3回ODA政策協議会」に向けた事前打ち合わせでの外務省担当者発言より。議事録も参照のこと。<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/100682978.pdf>

※76 国連Ad Hoc Committee to Draft Terms of Reference for a United Nations Framework Convention on International Tax Cooperationにおける日本政府の一般的見解より。<https://financing.desa.un.org/sites/default/files/2024-08/10.%20Japan.pdf> 77 外務省（2023）「開発協力大綱～自由で開かれた世界の持続可能な発展に向けた日本の貢献～」 <https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/100514690.pdf> 議事録も参照のこと。<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/100682978.pdf>

※77 外務省（2023）「開発協力大綱～自由で開かれた世界の持続可能な発展に向けた日本の貢献～」 <https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/100514690.pdf>

※78 開発のための新しい資金動員に関する有識者会議（2024）「サステナブルな未来への貢献と成長の好循環の創造に向けて 開発のための新しい資金動員に関する有識者会議 提言」 <https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/100697332.pdf>

※79 SDGsの達成のための新たな資金を考える有識者懇談会（2020）「SDGsの達成のための新たな資金を考える有識者懇談会最終論点整理」 <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100074604.pdf>

※80 SDGsの達成のための新たな資金を考える有識者懇談会（2020）「SDGsの達成のための新たな資金を考える有識者懇談会最終論点整理」 <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100074604.pdf>

※81 OECD-DAC (2021), “DAC Recommendation on Enabling Civil Society in Development Co-operation and Humanitarian Assistance” <https://legalinstruments.oecd.org/en/instruments/OECD-LEGAL-5021>

③ 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会の促進

2021年に策定された「子どもに対する暴力撲滅行動計画」※82は、子どもに対する暴力撲滅パスファインディング国として、日本がこれまでの取り組みを振り返り、更なる成果をもたらすためにもマルチステークホルダーによる見直しプロセスが求められる。なお、その際には細分化されたデータ整備とデータに基づく進捗管理と効果の測定・評価の実施が求められる。一方、日本政府は2024年11月にコロンビアで開催された「第1回子どもに対する暴力撤廃グローバル閣僚会議」に出席し、自国のプレッジ発表や国際枠組みへの賛同表明など積極的な姿勢を示していることは高く評価される。(ターゲット16.2)

出入国在留管理庁によると、日本には460人の無国籍者が居住している※83。「無国籍者の地位に関する1954年条約」では、無国籍者は「いずれの国によってもその法の運用において、国民と認められていない者」とされており、日本においても出生登録のみならず、法的な身分証明を持たない人が存在している。グローバル指標である「5歳以下の子ども」に限定するのではなく、全ての年代における無国籍者数を測定するとともに、法的な身分証明を提供することが求められる。(ターゲット16.9) 日本政府は、国連人権理事会での普遍的・定期的レビューにおける国連加盟各国からの勧告に基づき、一刻も早く独立した国内人権機関を設立し、人権の保護、救済に努めるべきである※84。(指標16.a.1)

※82 関係省庁連絡会議(2021)「子どもに対する暴力撲滅行動計画」 <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100224422.pdf>

※83 出入国在留管理庁「在留外国人統計(旧登録外国人統計)」2023年12月調査「在留外国人統計テーブルデータ(国籍・地域別 在留資格別 都道府県別 年齢・性別)」より。
<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00250012&tstat=000001018034&pcycle=1&year=20230&month=24101212&tclass1=000001060399>

※84 2008年より実施されている国連人権理事会による「普遍的・定期的レビュー(UPR)」は、国連に加盟する全ての国の人権状況を普遍的に審査する制度であり、各国政府による人権状況の報告と勧告が行われる。日本については2008年5月に第1回政府報告審査が行われ、パリ原則に基づく独立した人権機関の設置が各国から勧告されている。2023年1月の第4回政府報告審査に至るまで繰り返し勧告され続けている。UPRについては下記外務省サイトも参照のこと https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken_r/upr_gai.html

環境ユニット

① 気候変動

【日本・世界のネットゼロ実現】

- 1.5℃目標達成に向け、国内の温室効果ガス削減と、削減リソースの乏しい途上国の削減支援を強化する。
- 国内対策は、エネルギー起源CO2削減のため、再エネ・省エネ促進策と化石燃料利用削減策の強化を早急に進める。さらに、メタンに関しエネルギー・農業・廃棄物を含む全分野の排出削減とフロン類の削減を強化する。
- エネルギー起源CO2削減に加えメタン・フロン等その他温室効果ガス削減のためのESG金融も後押しする。
- 途上国の再エネ・省エネ促進策と化石燃料利用削減促進策を支援するとともに、メタンは日本の有する廃棄物・農業関連排出削減ノウハウの活用等を通じ、フロンは回収ノウハウの活用等を通じ、途上国の削減支援を強化する。
- 資金支援に加え、能力開発・技術普及の点でも途上国への協力を強化する。
- 日本の次期NDCを1.5℃目標達成に整合的なものとなるよう強化する。
- 途上国のNDC強化(CO2以外の温室効果ガスを含む削減目標設定・野心向上を含め)にも貢献する。
- VNRIは各国が優良事例を共有し自国の取組に生かすことも重要であり、他国の取組強化の参考となるよう、日本の先行取組の発信も重要。具体的には、GHGインベントリの質の改善をはじめとする途上国のBTR作成

支援等を行う日本発のイニシアティブ「NDC実施と透明性向上に向けた共同行動」、日本が主導するJCMのメタン・フロンを含む全温室効果ガス削減への活用、日本が設立した世界のフロン回収率向上を促す「フルオロ・カーボンイニシアティブ」等の発信も重要。

【「誰一人取り残さない」適応・ロス&ダメージ対策推進】

- 気候変動による被害を不均衡に受ける日本国内・途上国の女性・子ども・高齢者・障害者・生活困窮者・移民・先住民等々の立場の弱い人々を含め、レジリエンス強化のための対策を強化する。
- 食料／水／エネルギーアクセス・Coolingアクセス・早期警戒システム・災害に強い居住環境等の実装が進むよう、国内外の取組支援を強化する。その際、気候変動の悪影響を受けやすい「国内外の脆弱な人々/グループ」に対する対策を極力強化する。
- COP30で策定予定の適応指標が適応取組の強化につながるよう主導する。
- 適応ファイナンスをさらに推進する。
- 日本の適応政策・野心・行動を強化しつつ、途上国の政策・取組強化のための適応計画策定／適応報告を支援する。
- 他国の参考とするため、「早期警戒システム(EWS)導入促進イニシアティブ・EWS官民連携協議会」「すばる(SUBARU)・イニシアティブ」等の日本の取組をVNRで世界に発信する。

【気候変動とSDGs】

- 気候変動(ゴール13)と生物多様性(ゴール14・15)・循環型社会(ゴール12)構築を一体的に進める日本の取組を強化する。
- 気候変動と食料／農業(ゴール2)・気候変動と水(ゴール6)・気候変動とジェンダー(ゴール5)等について、さらに取組の具体化をはかる。

【その他】

- COP29にて策定された「気候資金に関する新規合同数値目標」達成に向け、緩和・適応の両面で日本が貢献する。
- 緩和・適応・ロス&ダメージ対策に関する啓発／教育を推進する。
- 気候変動の被害を受けやすい国内外の脆弱な立場の人々を含む多様なステークホルダーの政策立案／モニタリング過程への参画と緩和・適応・ロス&ダメージ対策実施における活躍を後押しする。

② 生物多様性

【自然関連国際枠組みへの意欲的貢献】

- 生物多様性に関しては、急速に国際ルールが整備されている。サプライチェーン等自然資源について海外に依存する日本として、意欲的な国際ルール作りに寄与する必要がある。
- プラスチック生産段階での国際規制も含めた形でのプラスチック条約(交渉中)の早期採択
- 国連海洋法条約公海生物多様性協定の早期批准と、公海の海洋保護区設定の推進
- 南極条約協議国会議(2026年日本開催)における南極海の海洋保護区設置の推進
- WTOにおける水産補助金適正化協定への参画と、水産関連補助金の検証
- TNFD(自然関連財務情報開示タスクフォース)開示枠組みの発展への寄与と、企業による開示や移行計画の作成と実施

【日本国内における保全の推進】

- 陸海一帯の対策と統合的沿岸管理の推進に向けて、日本でも官民の投資を促し、省庁横断型で取り組む。海洋生態系の保全再生を通じた海洋酸性化の悪影響を緩和する。
- 再生可能エネルギー施設含む、開発計画時における環境影響評価や戦略的環境影響評価制度の充実や、開発中における環境管理／監視活動の強化
- 生産活動に起因する危機要因を緩和し、自然へのポジティブな貢献を促すよう企業に求める国内外施策の実施
- 民間も含めたあらゆる資金源からの資源動員を国内および海外支援の両面から推進する。

- 外来種として定着や人畜共通感染症の抑制、動物福祉の観点から、エキゾチックアニマル輸入にかかる規制をさらに強化する

③ 食料と農業

- 持続可能な農業を推進するために、「生産的で持続可能な農業の下に行われる地域の割合」、「絶滅の危機にあると分類された在来種の割合」など、成果指標を設定する。
- 食料自給率や農漁業の産出額低下や地域格差を減少させるために、生産と消費両面から、都市と地方との連携や広域的かつ横断的なパートナーシップで目標達成を目指す取組が必要である。
- 農業従事者の「収入の不安定さ」「高齢化」「後継者不足」などの深刻な事態を食い止めるために、農業従事者のためのディーセントワークを保証するような政策を講じるべきである。

教育ユニット

提言

【国内課題】

- ターゲット4.1: 不登校、いじめ、学校での暴力への取り組みを強化すべき。教員の過重労働の軽減、給与・労働条件を改善すべき。NPOによる調査では、LGBTQI、特にトランスジェンダーで中退率が高い。LGBTQIのデータを収集すべき。またターゲット4.2も含めて性別ごとのデータを収集すべき。
- ターゲット4.3: ひきこもり状態にある若者・成人のデータを収集すべき。
- ターゲット4.5: 外国籍の子どもに対しても小中学校を義務教育とすべき。インクルーシブ教育を普及し、学校施設のバリアフリー化を推進すべき。
- ターゲット4.6: 科学的な全国成人識字調査を実施すべき。早期にすべての都道府県の県庁所在地、政令指定都市、中核都市に1校以上の夜間中学校を設置すべき。
- ターゲット4.7: ESDを含むターゲット4.7が教育政策、カリキュラム、教員養成や教員研修、および達成度評価において主流化されるように、政策・制度・予算を充実させるべき。
- 実施手段4.a: 学校における男女の区別が多く、トランスジェンダーの修学の妨げになっていることから改善すべき余地が大きい。米国も2025年1月に賛同した、学校を攻撃の対象とせず軍事目的として利用しないことを目指す「学校保護宣言」を早期に賛同すべき。

【国際課題】

- ECWおよび低所得国の教育システムの改善を支援するGlobal Partnership for Education (GPE)を含む多国間機関を通じた教育協力を強化すべき。
- OECD/DAC諸国平均(7.3%, 2019年実績)と比べて極めて低いODA総額に占める基礎・中等教育の援助額割合(2.8%)を大幅に増額すべき。

主な取り組み

教育協力NGOネットワーク(JNNE、23のNGOで構成)は、日本政府による緊急時の教育支援の拡充のための市民への啓発、政府への提言、NGOの能力強化を実施した。SDG4教育キャンペーンが呼びかけたアクションには4年間で約8,686名の若者・市民が参加した。国会議員によるアフリカ、アジア諸国での緊急時の教育支援プロジェクトの視察旅行を実施し、計10名の議員が参加した。これらの取り組みの結果、2023年の予算委員会で岸田首相(当時)は、事業視察に参加した議員からの質問に対して、「緊急時の教育支援の拡充を前向きに検討する」旨の答弁を行った。そして2023年度に日本政府は緊急時の教

育支援を行う多国間機関であるECWに対して初めて提出した。

持続可能な開発のための教育推進会議(ESD-J)は、第2期ESD国内実施計画の策定(2021年5月)に際し、多様なステークホルダーによるESD推進体制の整備、気候変動教育や生物多様性教育等への取組の促進、ユース世代の参加の促進、日本の先進的なESD取組事例の国際的な発信の強化等を提言した。また、第4期教育振興基本計画、生物多様性国家戦略2023-2030等の国家政策についてもESDを強調するよう提言した。特に、生物多様性国家戦略に関しては、初めて教育機関を主要なステークホルダーとして位置付けることができた。

現場でのESDの取り組みの紹介を行うとともに、北海道羅臼町や京都市花脊地域のような個別地域における取組の支援を行った。また、ESDやSDGsをめぐる国際的な動向の国内関係者への広報、周知を行った。

認定NPO法人開発教育協会(DEAR)は、2022年の第7回ユネスコ国際成人教育会議に当会のプロジェクトメンバー3名が日本代表団として参加した。文部科学省への提案を行い、本会合において日本政府からESDの推進などの発言を促した。成果文書「マラケシュ行動枠組み」の論点や成人教育の重要性を全国ミーティングや報告書等で広く共有した。新「開発協力大綱」については『「開発協力大綱」の見直しにおける「開発教育」に関する要望書』を外務省に提出した。この結果、大綱には学校教育だけでなく社会教育においても「開発教育」を推進することが明記された。SDGsやESDの実践促進のための教材作成発行を行い、SDGsの実践をより本質的な問いから考える連続講座を2021年～2023年連続開催し、全国から延べ106名の教師・指導者が参加し、自身の実践の見直し、改善を行った。

国際保健ユニット

UHC・高齢化・非感染性疾患:直面する危機の深刻化

「全ての人が高額な医療費の懸念なく、必要とする質の高い医療にアクセスできる」というUHCの目標は現在、国民からの挑戦に直面している。高齢化と人口減少の進行が、財源と医療・介護人材を侵食し、UHCの基盤は危機に瀕している。一方、コロナ以降のインフレによる生活苦と格差拡大により、税・社会保険料の高さへの国民的な反発が生じている。税・社会保険料は可処分所得を減らし、さらに、その所得再分配機能が、「現役層から奪い、高齢者や貧困層・脆弱層に与える」形で機能しているように見えるからである。この反発は、社会保障が果たしている、全国規模での安価な質の高い医療アクセスや一定充実した障害者・高齢者福祉などの機能への客観的な評価や、社会保障が弱体化した場合の日本社会のリスク検証を抜きに生じており、政策選択としての意味をなさない。ただ、昨年の衆院選以降急速に生じたこの展開は、いわゆる「世界に冠たる国民皆保険制度」の支持基盤の脆弱性を露呈させている。

本来、「現役世代」と高齢者や脆弱層の利益は二項対立的に存在するものではない。変動性・不確実性・複雑性・曖昧性(VUCA)が拡大した複合的危機の時代には、社会保障制度の充実は、現役世代を含め、全ての人に必要不可欠なものである。ならば、UHCを始め、SDGsの中核となる「誰一人取り残さない」と

いう理念をうち鍛え、日本の保健医療・社会保障政策の根幹に据えることが必要である。この「うち鍛え」にはいくつかの改革が必要である。日本では、学校教育において、社会保障制度とその理念について学習する機会も、社会に出て学び直す機会もない。その結果、制度の仕組み、申請の方法等などについての認識は低く、自ら支払う税や社会保険料によって、お互いの命と健康を守るという、社会連帯の意識も希薄化している。学校や社会における社会保障の制度と理念への学びの機会を増やし、社会連帯の意識を涵養することが急務である。

一方、社会保険料の逆進性の高さは、特に若年層や低・中所得の現役世代に、大きな負担感を与えている。若年層や低所得・下位中所得層における社会保険料の負担軽減を行う必要がある。また、深刻な健康問題が生じた場合に高額な医療費の個人負担を回避できる「高額療養費制度」は、日本のUHCの根幹といえる。特に中所得階層における高額療養費負担増は健康保険制度への社会的な信頼の崩壊につながるため、避けるべきである。

誰一人取り残さない」を徹底する改革も必要である。誰もが支払う税や社会保険料で支えられる社会保障制度は、誰もが差別・偏見や排除に直面したり、尊厳を奪われることなく、安心してサービスにアクセスできるものでなければならない。社会保障制度の柱の一つをなす公的扶助(生活保護)の中でも、医療扶助は最貧層の医療アクセスの「最後の砦」であるが、社会的な差別・偏見にさらされ需給をためらう人も多い。この制度の意義を、UHCの観点からも再確認する必要がある。「誰一人取り残さないUHC」実現のための最大の課題は、短期滞在者や在留資格のない外国人の医療アクセスである。彼らは現在、ほとんどの社会保障制度の適用除外となっており、緊急医療も保障されていない。そのため、死亡例や重篤例が生じている。また、こうした外国人に門戸を開いている病院の負担は拡大する一方である。一部の地方自治体が行っている「医療費未払い補填制度」を国の制度として位置づけるなどの取り組みにより、在日外国人を含むあらゆる人々の「健康への権利」を保障していく必要がある。

妊産婦の健康改善と乳幼児死亡率の削減

少子化による産科医療体制の危機に際し、政府は明確な将来ビジョンを示し、少子化対策と産科医療体制の維持の両面を満たす制度改革を行う必要がある。また、全ての妊産婦が経済的負担なく必要なケアを受けられるよう、地方自治体との連携を通じた制度設計が不可欠である。

感染症への取り組み

感染症の予防・治療技術の発展に応じて制度を進化させることが急務である。HIVを例にとれば、曝露前予防内服(PrEP)の公費助成や、HIV陽性判明段階で安価な治療アクセスを保障する制度の導入が急務である。他の感染症についても、予防・治療技術の進展に際して時間を置かずに制度をアップデートする必要がある。

精神保健、環境汚染由来の疾病、薬物濫用等、たばこ、交通事故等

精神疾患についての差別・偏見を低減し、精神医療に関する透明性・公開性を確保し、患者や支える

人々の孤独・孤立を緩和して、患者が望む質の高い医療へのアクセスを促進すること、統合失調症をめぐり強制的な長期入院を減らし、社会復帰につなげる流れを加速することが必要である。

薬物についても、薬物使用者の健康被害の軽減と医療へのアクセスをより高く位置付ける必要がある。アルコールについては、依存症リスクを高める商品の販売やマーケティングの規制、飲酒に関する教育・啓発を積極的に進めるとともに、医療へのアクセスの強化、回復支援プログラムの拡充や地域でのサポート体制強化が必要である。たばこについては、加熱式たばこを含む全てのたばこ製品に対する厳格な規制の導入、学校や地域での教育・啓発の強化、公共空間での完全禁煙化など、国際水準に沿ったたばこ規制の厳格化が急務である。

環境汚染由来の疾病については、原爆による放射能汚染や公害などの経緯を教訓に、近年の「機能的表示食品」による健康被害なども踏まえて、科学的不確実性の下でリスクを管理し、健康被害の抑制のために、予防原則に基づいた、食品添加物や農薬などにおける化学物質への規制強化が必要である。

SRHR(性と生殖に関わる健康と権利)、環境汚染由来の疾病

SRHRについては、包括的な性教育の導入によるSRHRの理解促進と、緊急避妊薬の薬局販売・経口中絶薬のアクセス改善・価格の適正化など供給サイドの改善を促進し、女性が主体的に選択できる環境を整備することが必要である。トランスジェンダーにとって必要不可欠なホルモン治療の保険適用も実現すべきである。

研究開発、人材育成、健康危険因子

国内の保健医療の観点からは、新規技術の安全性を確認した上で、予防の観点も含め、必要とする人々が入手可能な価格でアクセスできるように社会保障制度の充実を行うことが必要である。

国際協力の観点からは、日本が積極的に取り組んできたNTDsに関する研究開発を加速化する必要がある。途上国での公正な医薬品アクセス促進のため、世界保健機関(WHO)をはじめとする国際機関、グローバルファンドやUNITAID、GAVIワクチンアライアンスなど多国間・多セクターの保健資金拠出機関への資金拠出を継続するとともに、「知的財産権の貿易関連の側面に関する協定」(TRIPS協定)の柔軟性の確保、緊急時におけるパンデミック対応医薬品の知的財産権保護の緩和や地域レベルでの医薬品製造能力強化に取り組む必要がある。

一方、政府間の国際協力による保健医療人材の能力開発・訓練に加え、市民社会への直接支援を通じた人材育成や保健システムのモニタリングなどに取組を広げる必要がある。健康危険因子の特定についても、「国際保健規則」(IHR)に基づく各国の能力向上への協力に加え、地域レベルでの、コミュニティや市民社会と連携したモニタリング、プラネタリー・ヘルスの観点から気候変動による健康リスクの把握と対策も強化する必要がある。

ジェンダーユニット

前回のVNRの実施以降、ジェンダーに関する重要な法改正や新法成立が施行される等、ジェンダー平等に向けた多少の進展はあるものの、2024年の世界経済フォーラムによる日本のジェンダーギャップ指数は146カ国中118位で、G7諸国で最下位という、ジェンダー平等後進国な状況は、未だ続いている。2024年に行われた女性差別撤廃委員会(CEDAW)による日本政府審査(建設的対話)後に発表された総括所見は、条約が求めるジェンダー平等の実現には至らず、一定の制度が整備されても、それが実質的なジェンダー平等や女性差別の解消に至っていないと、厳しい評価が下された※85。「2030アジェンダ」で求めているジェンダー視点の主流化に関しても、SDGsの全ゴール主流化状況を把握する努力が行われていない。こうした点を踏まえ、以下の点を提起したい。

① ジェンダーに基づく差別撤廃の取り組み

- 総括所見では、婚姻後の夫婦同姓が強制されている民法の規定を改正し、選択的夫婦別姓の導入が勧告された。日本政府の不作為は、女性のアイデンティティや人権を軽視するものである。選択的夫婦別姓に加え、同性婚の法律婚を認めることは、憲法14条1項の「法の下での平等」の趣旨に合致するものであり、早急な法改正による差別撤廃を求める。

② ジェンダーに基づく暴力

- 暴力根絶への対策は一定の進展があったが、女性に対する暴力は未だ深刻であり、男性や性的少数者への暴力行為、障害を持つ女性や移民女性等、交差性的な差別に直面する人々の多くが司法サービスによる救済を受けられずにいる。被害者の支援やカウンセリング、児童買春やポルノ関連の犯罪、AIなどのデジタル技術を利用した性暴力等への対策強化や法制度の改革を求める。
- ジェンダーに基づく暴力の根底には、社会文化的に構築された性役割や性規範、不平等な力関係があり、性的同意についての不十分な理解やパートナーへの理解を含めた他者の権利を尊重することへの理解の不十分さがある。ユネスコの「国際セクシュアリティ教育ガイダンス」※86を指針とする包括的性教育を、2027年に改定される学習指導要綱に導入することを求める。
- 2028年に見直しが予定される刑法の性犯罪規定における「性的同意」の要件の拡大を通じ、より多くの被害者が司法サービスによる救済を受けられることを求める。

③ 性と生殖に関する健康と権利(SRHR)

SRHRは、個人が自己の身体を決定できる権利である。CEDAWの勧告等に基づき、以下を求める。

- 緊急避妊薬を薬局で医師の処方箋なしに購入できるようにすること
- 近代的避妊法へのアクセスを種類・価格双方で改善すること
- 堕胎罪(1907年制定)撤廃
- 母体保護法の配偶者同意要件(パートナーの同意なしに人工妊娠中絶・不妊手術)を選択できる法改正
- 性同一性障害特例法からの手術要件の撤廃
- 生殖補助医療への同性カップルの包摂

④ 女性のエンパワメント

- 総括所見では、女性の地位が低くなりがちな技術分野、医療、法曹界におけるジェンダーバイアスや多様性に配慮した人事の導入や管理職比率の30%への引き揚げ、同一賃金同一労働の原則実現のための評価の見直しや給与格差の開示、女性の正規雇用の推進等が勧告された。勧告を真摯に受け止め、取り組みの一層の推進を求める。
- 2018年に施行された「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」は衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、候補者の男女比の均等を目指すことを基本原則とするものの、各政党の自主性に委ねられている。CEDAW総括所見でも勧告されたように、法定クオータ制等の一時的な特別措置を採択するなど、取り組みの義務化を規定する法改正や、候補者が安心して立候補できるように議員の働き方の見直しや候補者へのハラスメント対策の強化を求める。
- 就職時において、女性やトランスジェンダーは差別的な取り組みを受けている。就職ハラスメントは差別の一形態であり、決して許されない。就職差別をなくすための取り組みを求める。
- 女性のエンパワメントを推進するカギは、教育である。高等教育への進学率やSTEAM分野等の専攻分野における性別格差は、女性の就業・昇進の機会を狭め、経済的エンパワメントの障害となっている。ジェンダーバイアスな進路指導を予防するために、教員のステレオタイプに関する研修の義務化を求める。

⑤ ケア労働

- 女性のエンパワメントを阻む要因は、「男性は外で仕事、女性は家」といった固定化された性役割や、長時間労働の慣行化、家事育児における男女間の不均衡がある。長時間労働を減少させ、多様な働き方を可能にする、労働政策の見直しを求める。
- 2021年6月に育児・介護休業法が改正され、男性の育児休業取得促進のための子の出生直後の時期における柔軟な育児休業の枠組みの創設や育児休業を取得しやすい雇用環境の整備等が掲げられた。しかし男性の育児休業の取得率は、13.97%と低く、育児休業の期間も女性に比べ短期間である。整備された大企業だけではなく中小企業で働く男性が十分な機関の育児休業を取得できる施策の推進を求める。

⑥ 統計データの収集

- CEDAWの総括所見では、ジェンダーに基づく暴力や教育へのアクセス、女性の社会経済的地位等について、年齢と社会経済的背景別に細分化したものを含め、最新技術を活用したデータ収集とそのための人材育成を行うことを勧告している。細分化されたデータは、より効果的なジェンダー政策の推進に不可欠であり、この点を反映させた計画が策定されること、ジェンダー視点に立った法制度や予算配の分析を望む。

2025年に予定される第6次男女共同参画基本計画改定のプロセスにおいて、
上記の提言が反映されることを求める。

※85 CEDAW/C/JPN/CO/9: Concluding observations on the ninth periodic report of Japan (30 October 2024)
https://tbinternet.ohchr.org/_layouts/15/treatybodyexternal/Download.aspx?symbolno=CEDAW%2FCO%2FJPN%2FCO%2F9&Lang=en

※86 <https://unesdoc.unesco.org/ark:/48223/pf0000374167>

社会的責任ユニット

SDGsの実現には、行政のみならず、事業者・市民団体など多様な立場やセクターが、それぞれの責任においても、また、連携・協働しても、取り組む必要がある。そのため、同様に多くの国の多様なセクターが策定に参加した、すべての組織の社会的責任(Social Responsibilities、以下SR)に関する国際規格(ガイダンス文書)として2010年に発行されたISO26000は重要かつ有効な参考となる※87。

持続可能な発展への貢献を最大化することを目的に、あらゆる組織の社会的責任に関する世界初の規格であるISO26000の観点・視野に立つと、本書で他のユニットから指摘・提案される「個々の課題(イシュー)に、行政・事業者・市民団体がどう取り組むか」ということに加えて、「行政・事業者・市民団体によって、どのように営まれるべきか」という切り口も重要である。この点についてSDGsは、目標12のターゲット12.7で「持続可能な社会責任公共調達」、目標17でパートナーシップ／マルチステークホルダー・プロセスを挙げている。

主要国でGDPの2割程度、途上国ではさらに大きな存在である公共調達における社会的責任への配慮や対応について、EUでは2000年代初頭からイノベーション戦略と位置づけ、調達段階から廃棄段階までを含むライフサイクルコストへの配慮から、人権侵害の予防や発生時の適切な対応など、多様な側面から具体的な取り組みを義務付けている。

一方、日本では、国や自治体、独立行政法人による調達は100兆円に上るとみられるところ、「経済性、公正性、透明性」を掲げた会計法(1947年施行)、「必要かつ最小の限度」しか認めない地方財政法(同1948年)がいまだに原則と位置づけられ、グリーン購入法(同2000年)、障害者優先調達推進法、女性活躍推進に向けた調達・補助方針(2016年)など、課題ごとに法制化されているものの、目標や計画、全庁横断的な体制も定められておらず、政府全体としての額や効果も不明である。例外的に、障害者優先調達推進法にもとづいて公開されている実績も、2013年度からの10年間の累計額は1,870億円にとどまっており、しかもその7割は市町村によるものだ。

このため、他の先進国にこれ以上劣後しないためにも、以下の6項目を提案する。

- (1) 基本法を整備すること (例:「持続可能性向上のための社会責任公共調達」基本法の策定)
- (2) 戦略を明示すること (例:「持続可能性向上のための社会責任公共調達」基本戦略の策定)
- (3) 状況を可視化すること (例:「持続可能性向上のための社会責任公共調達」白書の刊行)
- (4) 中小企業等を支援すること (例:「持続可能性向上のための社会責任公共調達」対応補助の実施)
- (5) 自治体を支援すること (例:「持続可能性向上のための社会責任公共調達」対応促進交付金の設定)
- (6) 共有を推進すること (例:「持続可能性向上のための社会責任公共調達」フォーラムの設置)

本来的な意義としてのパートナーシップを実現するためには、対等性・互敬や協働・共創性が不可欠である。その大きな前提となるのが、中長期的な判断や影響の大きな事業の実施に際して、判断する前の段階から多様なステークホルダーと協議する機会を設け、実践も協働・共創的に行う「エンゲージメント」だ。このように多様なステークホルダーと継続的かつ相互に積極的に関与しあう機会や場を設け続けることを、マルチステークホルダー・プロセスと呼ぶ。

SDGsの達成に向けて、官民の総力を挙げた取り組みが求められるところ、政府はもとより、都道府県単位でも、市区町村単位でも、マルチステークホルダー・プロセスは必須かつ有効だが、会議体や協議の機会が設けられていないことが多い。たとえ設けられていても、形骸化していたり、積極的に参加していない行政機関が多くみられることは、甚だ遺憾と言わざるを得ない。

「社会的責任向上のためのNPO／NGOネットワーク(NNネット)」は、「社会的責任に関する円卓会議」に際して、「持続可能な地域づくり」プロジェクトチームを主導し、その成果の一つとして、「地域円卓会議のススメ」を発行した※87。

このなかで、「マルチステークホルダー・プロセスの基本条件」として、

- (1) 【主体的な参画】すべての参加者は、共有する課題の解決や理想の実現のために、主体的・積極的に参画する。
- (2) 【互尊互敬】すべての参加者は対等・平等であり、互いに敬意をもって接する。
- (3) 【柔軟な代表】すべての参加者は、自らの属する組織や分野の価値や利益だけでなく、より良い社会や未来の実現のために発言・判断・行動し、属する組織や分野にも働きかける。
- (4) 【協働による創造】すべての参加者は、既存のしくみや手法の限界を率直に認め、多様な主体の協働によって創造される価値を信じる。
- (5) 【開かれたコミュニティ】すべての参加者は、成果をより良いものにするために、新しい参加者を歓迎する。

の5項目を挙げている。SDGs達成に向けて、総力を挙げた取り組みが求められる今、改めて、この5項目を提案する。

※87、88 <https://sr-nn.net/jigyo/seisakuteigen/iso26000>

障害ユニット

SDGsの推進に当たり、障害者に関する各ターゲットの評価に基づき、以下の対応を提言する。

【ゴール1:貧困をなくそう】

課題: 障害基礎年金は1級で月8.5万円、2級で月6.8万円であり(2024年度)、生活保護制度と比較して低い給付水準となっている※89。医療や介助など障害に伴う出費と、一般就労が容易でないことを考慮すれば、基礎年金のみで基本的な自立生活を保障することは不可能である。また、初診日において国民年金の被保険者であることや障害の状態などが受給要件となるため、20歳前の受障や在日外国人等の場合に制度の谷間によって無年金となる問題がある。

要望: 無年金障害者の解消、特別障害者給付金の障害者基礎年金への統合、特別障害者手当の見直し等により、障害の程度に関わりなく、誰もが安全・安心に暮らすことのできるよう所得保障を充実させる。また、生活保護基準の引き下げを撤廃し、健康で文化的な生活を実現できるよう障害基礎年金の給付水準及び支給要件を見直す。

【ゴール3:すべての人に健康と福祉を】

課題: 障害者はその障害種や、程度により高い医療ニーズを有し、服薬や人工呼吸器、痰吸引、透析等恒常的な医療的支援を必要とする。このため災害やパンデミック時には障害を理由として優先順位を下げたり、差別されたりすることなく平等に必要な医療を受けられることが必要である。

要望: 診察、検査、治療及び入院時において、障害者の事前かつ十分な説明を受けたうえでの同意を確保するとともに、介助者や支援者、通訳者の同伴許可を保障する。特に聴覚障害者、視覚障害者、盲ろう者、知的・発達障害者等が必要な情報を得られるように、アクセシブルな方法で情報提供がされるよう配慮する。また、優生思想に基づくあらゆる偏見、差別と不平等を根絶するために必要な措置を講じる。

【ゴール4:質の高い教育をみんなに】

課題: 2022年9月、障害者権利委員会は日本政府の障害者権利条約の履行状況に対し総括所見を発出した※90。このなかで同委員会は、障害児に対する「事実上の(小中高校や通常の学級への)入学拒否」が起きていることに懸念を示し、「長く続く特別支援教育により、障害児は分離され、通常の教育を受けにくくなっている」と指摘した。2013年に学校教育法施行令が一部改正され、就学基準に該当する障害のある子どもの就学先は、本人及び保護者の意見を可能な限り尊重し、合意形成を進めた上で、教育学等の専門的見地といった総合的な観点を踏まえて教育委員会が決定する仕組みへ改められた。しかし実際には、障害児が通常学校に入学を希望しても、人材不足や前例がないこと等を理由に拒否される例や、定員割れしている高校で不合格とされる例が明らかになっており、入学拒否をめぐる訴訟も各地で行われている。

要望: 障害者基本法第16条教育について①「可能な限り」の文言を消し、②同じ教室で学べるよう希望する合理的配慮及び支援の提供の充実を図ることを明記する。学校教育法施行令5条を改正し、地域の

通常学級への就学を原則とする。障害種別・程度にかかわらず、障害児が原則として通常学級で学ぶことができるよう、教員の加配を含む改革のためのロードマップを改善する。

【ゴール5:ジェンダー平等を実現しよう】

課題: 1996年まで、母体保護法(旧優生保護法)は、子どもをもつか・もたないかを自分で決める基本的な権利を障害者から奪ってきた。2024年、同法のもとで障害などを理由に不妊手術を強制された人たちが国を訴えた裁判において、最高裁判所は旧優生保護法を憲法違反とし、国に賠償を命じる判決が確定した。障害のある女性は、今もなお婦人科受診・検診や、出産を受け入れる病院の確保の困難、障害のある子どもが生まれる可能性や母親となり子育てすることへの否定的な対応を経験する等、性と生殖に関する権利を著しく侵害されている。

要望: 保健福祉、防災及びジェンダー等の障害者施策を審議する国・都道府県及び市町村に設置される審議会の委員に障害者の選定を必須とし、選定に当たっては、性別のバランスに配慮しつつ、障害のある女性委員の人数・比率について定期的に調査・公表を行う。内閣府障害者政策委員会の障害者委員の4割を女性にするとともに、障害のある女性の子育て支援の施策を検討する。

【ゴール8:働きがいも経済成長も】

課題: 障害者の雇用が促進され、民間企業における実雇用率が1.88%(2015年)から2.33%(2023年)へ向上した※91。一方で多くの知的障害者、精神障害者、重度障害者は不安定で低賃金の就業形態である福祉的就労に従事している。

要望: 一般就労については、障害者が働くために必要な介助や情報保障等の支援が不十分であるため、障害者が必要とする職場介助、合理的配慮の確保を公的制度として拡充する。また、福祉的就労は、利用者負担や賃金レベル等において、一般就労との格差・矛盾が大きいことからこれを改善する。

【ゴール10:人や国の不平等をなくそう】

課題: 相模原「津久井やまゆり園」事件(2016年)や京都ALS女性殺害事件(2020年)の背景には、障害者への差別や偏見を払拭できず、障害者は生産性が低く無価値であるという優生思想が根強く残っている社会がある。このように日本において障害者が直面し、今もなお続く様々の不利益、差別、権利の侵害を考慮したとき、**日本政府がSDGsの推進において包摂社会実現を掲げる際に、障害者が明記されないことは受入れられるものではない。**

要望: 障害者施策に関し、日本政府が過去と現状を正しく認識し、未来を志向する取組を強化するとともに、SDGs推進においてこれを強調する。日本政府は優生保護法裁判の結果を受け、内閣に「障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた対策推進本部」を設置した。同推進本部の活動を恒常化かつ透明化し、事務局に障害当事者を加える。

※89 生活保護の場合、東京23区単身の場合、生活扶助と住宅扶助の合計で月130,010円が支給される。

※90 CPD/C/JPN/CO/1

※91 厚生労働省障害者雇用状況の集計結果(平成27年、令和5年)

【ゴール11:住み続けられるまちづくりを】

課題: 全国の駅のバリアフリー化はいまだ50.4%であり※92、地方のバリアフリー整備が大きく遅れている。また全国的に駅の無人化が進んでおり、障害者が利用する際には前日までに連絡すること、利用する駅を変更することを求められる、など不便を強いられている。

激甚化・頻発化する気象災害からの避難において、障害者は最も脆弱な立場に置かれている。避難生活においては、障害者は情報保障、介助、医療的ケアや心のケアなど特別な対応・配慮が必要となる場合がある。2024年1月に発生した能登半島地震においては、多くの障害者は個室がないこと、集団生活が苦手であること、1.5次避難所や福祉避難所の定員オーバーにより、自宅避難を余儀なくされていることが判明した※93。

要望: アクセシビリティ概念を含め障害への理解を促進するため、行政・事業者等あらゆる関係者にアクセシビリティに関する職員研修受講を義務付ける。公共交通機関等のバリアフリー化を主要都市以外でも推進することを明確にし、行動計画及びアクセシビリティ戦略を障害当事者団体の声を踏まえて作成する。発災後の避難先での排除や、治療時の後回しや障害特性の軽視等が起らないよう、平時からあらゆるサービスや取組みに障害者の包摂を確保し、市町村の災害時要援護者の避難支援援助計画策定を推進する。

【ゴール17:パートナーシップで目標を達成しよう】

課題: 障害者権利条約は障害者統計の充実を求めているほか、国連統計委員会は障害に関するデータ収集及び手段の精査を要請している。障害者別の数値を求めている10のSDGsの国際指標のうち、すべてにおいて日本政府はデータを提供していない。日本政府は2020年6月に障害者統計の充実を行うことを閣議決定したが、2024年時点において既存の基幹統計調査等に障害者を捉える設問を導入する計画は明らかになっていない。

要望: 透明性を確保したうえで障害統計の整備を計画的に進め、SDGs国内指標及び障害者基本計画と連動させる。

※92 国土交通省 公共交通事業者等からの移動等円滑化取組報告書又は移動等円滑化実績等報告書の集計結果概要（令和3年3月31日現在）3千人以上の駅の段差解消状況は全国平均95%であるが、全駅で見ると50.4%となる。

※93 餅原秀希(2024)能登半島地震における障害者のニーズと現状, Journal of Inclusive Education, VOL.13 49-63.,NHK防災「能登半島地震 障害のある人たちの1か月」

地域ユニット

SDGsジャパン地域ユニット(以下、地域ユニット)は、SDGsの達成に向けた取り組みが、地域を主語として発信され・実施されるために活動している。地域からのSDGs達成に向けた政策提言と、提言に必要な交流と情報共有、学びの機会を提供し、地域において連携と協働を進め「誰ひとり取り残さない」ポトムアップでの達成を目指している。

そして、2030アジェンダ前文「すべての国及びすべてのステークホルダーは、協同的なパートナーシップの下、この計画を実行する」と「我々はこの共同の旅路に乗り出すにあたり、誰一人取り残さないことを誓う」に強く共感する。

地域ユニットでは、2023年度、市民団体とSDGsに関しては、はじめて全国をカバーする調査を実施した。本調査では、SDGsに取り組む回答団体のうち42%が「表面的なSDGsの取組みになりがちである」※94との考えを示すなど、市民団体の取り組み状況や課題認識などが明らかになった。こうした調査の結果から得られた情報をエビデンスとし、以下、日本政府のVNRと並行し、市民社会からの独自の視点での現状認識とその改善の方途を示す意図で、【提言】と、【取り組み】、【国内の課題】を記載する。

提言

1. 地域レベルから、多様な主体の参画を保障する、「誰一人取り残さない」プロセスの確立

官民による「定期的な会合」や「ワーキンググループ・タスクフォース」、市民一人ひとりの意見を反映する「パブリックコメント」、地域での進捗状況を確認する「自治体向け調査」等の実施を提言する。現在、日本でのSDGsは環境や福祉等の分野別に評価する傾向にあるが、地域レベルからの推進には分野横断的に取り組める政策や制度が必要である。政策や制度に関する地域視点での進捗状況の点検を進めるために、中央省庁主導の官民連携だけでなく、地方の官民連携によるレビューも必要である。

2. 「人権基盤型アプローチの普及・実施」「ローカル指標の策定」「市民社会との連携強化」

2024年未来サミットに政府に提出した次の3項目について引き続き提言する。

(1) 地域単位から、政府の実践に反映する、人権基盤型アプローチの普及・実施

各地のNPOは、ジェンダー、貧困家庭、生活困窮者、障害者、引きこもり、被災者、暴力の被害者/サバイバー、少数民族、在日外国人等、行政では手の届きにくい人権課題に取り組んでいる。地域単位での人権基盤型アプローチの重要性を普及し、その成果・優良事例・課題を分析し、地方政府および日本政府の実践に活かすことが必要である。

(2) 「地域からの達成」を積み重ねるためのローカル指標の策定

「誰一人取り残さない」SDGsの達成のために、地域単位でもマイノリティグループを含む、多様な住民が政策決定や意思決定に参加する仕組みが求められている。全地域においてSDGs達成を加速させるには、自治体及びマイノリティグループも含めた多様なステークホルダーによる協議に基づき、「地域からの達成」を積み重ねて日本全体の達成に資する「ローカル指標」の策定が重要である。

(3) 地域で活動する市民社会との連携強化

NPO・市民活動団体は政府・企業と並ぶ対等なパートナーとして、国際平和や安全保障において、平和の文化の醸成、法の支配の堅持、人間の安全保障の促進等に重要な役割を果たす。地域でもSDGsを推進する上でのNPO・市民活動団体の役割を認識し、連携強化の具体的な方針を定めることが必要である。

※94 SDGs取り組みに関するNPO・市民活動団体の全国調査報告書 https://www.sdgs-japan.net/single-post/chiiki_survey23_report

取り組み カッコ内(関係するSDG:具体例)

提言を地域で加速させるため、全国各地の取り組みの成果を承認し、地域からのSDGsの推進の好事例として加速させることが必要である。

- 平和・核兵器廃絶において被爆者及び市民活動団体の長年の取り組みがノーベル平和賞として評価 (SDG10)
- 地域の人口減少と相続登記義務化においてNPOや市民活動が重要な役割を果たし、権利の明確化を促進し、空き家や農地、山林の活用を進めるための協働が促進 (SDG11: 岡山県等)
- 地域において、だれもが利用できる公共スペース、自由に発言し活動できる市民社会スペースの確保と拡充が促進 (SDG 11.3.2: 黒部市の事例、山形県の子ども議会)
- 不登校問題とオルタナティブ教育において、地域でのフリースクール、森のようちえん、オルタナティブな教育現場等、NPOによる一人一人にあった学びの場づくりが促進 (SDG4)
- 先住民族(アイヌ民族・琉球民族)の課題への取り組みにおいて、文化、土地、言語の保護等の権利保障について、政府はもっと取り組むべきとする地域からの発信 (SDG10: アイヌ民族／北海道)
- 外国人材の働き方と地域支援において、NPOや市民活動団体が外国人労働者向けの文化、土地、言語の保護等の支援で生活面や労働環境が改善 (SDG8)
- 都市緑地公園での、各省庁がそれぞれに推進する概念を掛け合わせた、防災機能、生物多様性保全、環境学習、市民参画、障害者福祉等複数ゴールにまたがる成果・相乗効果を得る運営 (SDG4、6、10、11、15、16: 静岡県あさはた緑地)
- SDGsの国内普及において、各地域での市民活動が影響(すべてのSDG)

国内の課題

- 外国籍の地域住民、先住民族の生活において、地域では課題が常在 (SDG10、SDG16: 多文化共生、外国人の労働環境、入国管理法改正、ヘイトスピーチ等)
- 子どもの教育において、福祉と教育と医療の領域間の課題が顕在化 (SDG4: 不登校・ひきこもり・障害を扱う団体の連携先の数と連携数等)
- 地域において、だれもが利用できる公共スペース、自由に発言し活動できる市民社会スペースの確保と拡充が課題 (SDG11: 地域の中間支援組織の数や活動スペースの人口に対する割合、プライドセンター等の少数者のためのスペースの数等)

ビジネスと人権ユニット

2011年「国連ビジネスと人権指導原則」(以下、指導原則)が採択されて13年が経過した。2020年10月、日本政府は、「指導原則」の推進のために「行動計画(2020年～2025年)」を発表し、企業に対して、「人権デューディリジェンス」等の取り組みを進め、2025年には、その行動計画の改定を目指している。

持続可能な開発目標(SDGs)の達成に当たっては、「誰一人取り残さない」というスローガンに代表されるように、人権の保護・促進が最も重要な要素と位置づけられている。SDGsには、「ビジネスと人権」に特定した目標があるわけではなく、関連する課題を扱うゴールは広範囲にわたっている。労働関係では、賃金の不足・未払、強制労働、過剰・不当な労働時間、外国人労働者の権利、児童労働、ディーセントワークの推進等。また最近では、環境も人権との関わりが重要視され、有害物質やプラスチックゴミの廃棄、温

暖化効果ガスの排出等が大きな問題となり、気候変動訴訟も世界的に増えている。資源の採掘に際しても、その行為が地域の環境破壊や人権侵害に関わっていないか厳しいチェックがなされている。また結社の自由(主に労働組合の結成)、表現の自由、性的マイノリティ、ハラスメントなどの個人の心情や尊厳に関する問題も対象となり、グローバルなサプライチェーン上で、多岐にわたるゴールやターゲットと関係している。「ビジネスと人権」に取り組むことによって、SDGsが幅広く目標達成に近づくものと思われ、以下を提言する。

提言としては、「指導原則」の主要な柱に沿い、1. 人権を保護する国家の義務、2. 人権を尊重する企業の責任、3. 救済へのアクセス、4. その他に分けて列挙する。

1 国家の人権保護義務

- (1) 2023年7月に来日調査した国連ワーキング・グループが指摘したように、「指導原則」と「行動計画」に関する国内の浸透が全般的に不足しており、特に地方自治体、中小企業、市民社会、人権擁護者などに浸透していない。すべての関連主体が指導原則と国家行動計画に基づく権利、義務、責任を十分に理解できるように日本政府はさらに周知に努力すべきである。
- (2) 2025年度に予定されている「行動計画(NAP)」の改定に際しては、以下の2点をあげたい。
 - ① 現時点での「行動計画」の取り組み成果のとりまとめ、改定プロセス案等について、可能な範囲でより詳細に示していただきたい。「行動計画」の達成度合やインパクト評価を示す客観的、定量的な指標(KPI)設定の検討は極めて重要である。
 - ② 様々なステークホルダーの関与が重要である。ビジネスと人権に関する行動計画改定に際しては、円卓会議・作業部会のメンバーのみならず、地方の企業、地方公共団体、中小企業、労働組合、ライツホルダー等の関与と対話を重要視し、そこで出された意見を改定に反映していただきたい。(ターゲット17.16)
- (3) 「指導原則」が採択されて13年が経つが、もともとソフトローで法的強制力がなく、まだその取り組みが大都市の大企業に限られている。世界的にも、人権デューディリジェンスの取り組みを法制化する動きが顕著であり、自主的な取り組みと共に強制力をもった法整備の取り組み等、様々な政策を組み合わせる「スマートミックス」が世界的な傾向である。日本政府としても、企業の競争条件を均衡化し、ビジネスと人権の取り組みを加速化させる「法制化」について、早急に検討、導入を進めるべきである。
- (4) 国内人権機関については、早急に設置すべきである。国内人権機関は、政府から独立し、救済機能を持ち、ビジネスと人権に関する啓発や人権教育、情報発信を行い、現行の政策と、その政策の効果・実態等におけるギャップ分析を行い、必要に応じて政府への勧告も可能である。指標16.a.1には「パリ原則に準拠した独立した国内人権機関の存在の有無」が含まれているが、国連からの再三の勧告に対して、政府は法的拘束力はないとして、取り組んできていない。
- (5) 国家の人権保護義務を果たすためには、政府による取り組み推進能力が不可欠である。しかし残念ながら、主に2年毎の人事異動により、各府省庁内では、担当者や課長が頻繁に代わり、議論の蓄積をベースにした取り組みができていない。少なくとも、それぞれの担当課において、担当者が代わっても、取り組みを前進させる仕組みの構築が急務である。

② 人権を尊重する企業の責任

「指導原則」の採択以降、大手企業を中心に取り組みが一定程度進んでいるものの、その取り組みの奥行、深さでは、まだまだ不十分と言えよう。人権デュー・ディリジェンスの本質は、「人権侵害リスクの軽減」である。その意味において、企業は、隠れた人権侵害リスクの把握など、ステークホルダー・エンゲージメント(SE)の取り組みが不可欠であり、ステークホルダーとの信頼関係の構築をベースに、表面的な対話ではなく、経営方針への意見反映を含めて、真に意味のあるSEを進めるべきである。

③ 救済へのアクセス

国家は、企業を含む第三者による人権侵害から人々を保護しなければならず、実効的な政策、立法、規制及び裁定を通じてそのような侵害を防止する義務がある。企業も、負の影響を引き起した際には、透明性の高い、正当なプロセスを通じて、その是正に努めなくてはならない。

国家基盤型苦情処理システムとして、まずは国内人権機関の設立が急務である。またOECDとして各国に主に救済の機能を持つ「連絡窓口」(National Contact Point、以下NCP)を設置してきているが、日本では、その存在さえも知られておらず、NCPの実効性を確保するための組織、予算、広報等の推進体制を整備し、NCPを格段に機能させるべきである。

④ その他

日本では、人権侵害リスクに直面したグループとして、女性、LGBTQI、障害者、先住民族(アイヌ民族)とマイノリティ(在日コリアン、被差別部落出身者など)、子ども、高齢者、下請け事業者の労働者、外国人労働者、エンターテインメントに従事する人々等の権利が問題視されている。これらのライツホルダーとしての脆弱なグループに配慮した取り組みがさらに求められる。

防災・減災ユニット

防災・減災日本CSOネットワーク(JCC-DRR)は、2015年の国連防災世界会議を機に発足した団体で、防災の主流化のためのアドボカシーや、それに関連した調査などを実施しており、約50の団体が加盟している。

2022年の国連気候変動枠組み条約締約国会議(COP27)で、「全ての人のための早期警戒(Early Warnings for All)」イニシアティブが発表されたことを踏まえ、2023年に、日本国内における早期警戒システムの機能の状況に関する調査を実施し提言を作成した。日本は同システムが既に普及しているものの、逃げない人や逃げられない人々の存在が明らかだったからである。作成した提言書を2024年には、国内外の防災イベントなどの場で紹介してきた。

政府はこの流れの中で、同システムをアジア太平洋地域に普及させていくことを目的に官民協議会を設置している。JCC-DRRはオブザーバーとして参加しているが、市民社会からのインプットを今後実施していく予定である。

なお、SDGsのゴール11の中には、災害の被害を減らすとの趣旨のターゲットが存在しており、防災関連のSDGsの筆頭にあげられる。ただそれ以外にも、災害はジェンダー、貧困、気候変動など他の目標にも大きく関わっている。JCC-DRRとしてはそうした複雑性にも留意しながら提言などを行っている。

国内課題への提言

- (1) 高齢者や障害者など弱い立場にある人一人一人を守るために、災害時要支援者の個別避難計画の策定を自治体が進めているが、一部の人だけで進めていて地域の人々を十分に巻き込めておらず、実質性に欠けるケースも散見される。また、助ける側の高齢化、住民の移動、新たな妊婦の発生など、常に変化があるのが現実である。よって、各地域においてより多くの人々を巻き込んだ計画の策定や、完成後の不断の見直しが求められる。
- (2) 在日外国人への情報提供を強化するとともに、「救う側」にも回ってもらえるよう、日常的な連携の強化が重要である。例えば東京のいくつかの区では住民の1割以上が外国人であり、また近年はインバウンドによる一時滞在の外国人も増大している。しかしそうした外国人は、地域の防災計画策定どころか、防災あるいは避難訓練にも参加したことのない人が大半なのが現実だ。一方、在日外国人の平均年齢は日本人よりも若く、緊急時には貴重な担い手ともなってもらえる可能性がある。よって、同じ地域住民として日ごろから交流を重ね、また地域の訓練などにも参加してもらうことが有効といえる。行政側には、マニュアルの作成などを通じたそうした取り組みへの支援、外国人への関連情報周知の強化、わかりやすい日本語の普及などが求められる。
- (3) 都道府県および市区町村各レベルの女性の防災委員はいまだに少なく(都道府県で21.8%、市区町村で10.8%※95)、早急な改善が求められる。また、2024年1月の能登半島地震の被災地では、日常の中にもともとあったジェンダー固定的な役割が避難生活の中にも反映され、女性にばかり様々な負担が押し付けられる現実があった。日頃からジェンダー平等に配慮した社会を築いていくことで、緊急時にも効果を発揮すると思われる。
- これらの課題に取り組むことに加え、2024年3月には仙台防災枠組ジェンダー・アクション・プラン(GAP)が策定されており、その着実な実行が求められる。
- (4) 各地の災害では、土砂崩れ、破損、倒木などによって、予定されていた避難経路が機能しない事例が発生している。それによって、警戒情報が発信されても十分な避難につながらない現実があった。原子力発電所周辺についても同様である。そうした事態も見越しての、避難経路の見直しや複線化が求められる。

国際課題への提言

- (1) 上記GAPを、日本の開発援助施策において主流化することが求められる。それに際しては、各国・各地域の文化や習慣にも配慮しつつ、日本国内で先駆的に実施しその成果を示しながらコミュニケーションをとっていくことが有効と考えられる。
- (2) アジア・太平洋地域における「早期警戒システム」の普及のための「EWS協議会」設置は、国連事務総長の呼びかけに答えており意義あるものだが、今後の実装に際しては、コミュニティ目線、市民目線、災害弱者目線を加えていくことが重要である。具体的には、情報の入手や理解が困難な人々へのリーチの方法、警戒情報をアクションにつなげる取り組みなどが必須になり、知見を有するNGOなどとの連携が有効と考えられる。

※95 内閣府男女共同参画局(2024)『男女共同参画白書 令和6年版』

ユースユニット

ユースユニットでは、意思決定の場へのユースの意味のある参画を推進するために、SDGsジャパンの事務局および他のユニットと協働して活動を行ってきた。国内では、開発協力大綱改定やSDGs実施指針改定におけるユース提言書を作成し関係省庁との意見交換を実施、また、こども家庭庁の官民連携プラットフォーム設立に尽力している。加えて、2023年に開催されたG7広島サミットでは、エンゲージメントグループであるCivil7とWomen7に運営側として参画した。国外活動としては、2023年のSDGサミットおよび2024年の未来サミットへの派遣や、北東アジアSDGsマルチステークホルダー会合への定期的な参画など、日本ユースの国際会議現地派遣を行うことができた。

2024年の未来サミットでは、SDGsの達成を目指す取り組み加速に向けての行動方針を示した『未来のための協定』が成果文書として採択された。この協定では、若者および将来世代に対する具体的な行動指針として以下が定められた。

- 子どもや若者たちが潜在能力を最大限に発揮できるよう、彼らの社会・経済的な発展に投資すること（行動36）
- すべての若者の人権を促進、保護、尊重し、社会的包摂と統合を促進すること（行動37）
- 国際・国内レベルで若者の有意義な参加を強化すること（行動38・39）※96

これらを可能とする仕組みの整備が求められる。特に日本国内のユース参画を鑑みると、政府の審議会や有識者懇談会における30歳以下のユースの割合は1%にも満たないという調査結果があり、ユースの意味のある参画に向けた早急な対応が必要だ※97。加えて、付属文書の1つである『将来世代のための宣言』では今日の現役世代が将来世代のニーズと利益を守る責任を持って行動することが求められており、将来世代について今まで以上に考慮した行動をとる必要がある。

また、ユースユニットを統括する「持続可能な社会に向けたジャパンユースプラットフォーム」(JYPS)では、2024年年初から、今回のVNRに関連して Voluntary Youth Review(自発的ユースレビュー)を実施すべく、日本の若者の声や状況を調査した。SDGsの17目標をふまえて、「格差・貧困・ジェンダー」「教育・ウェルビーイング」「環境・気候・生物多様性」「ユース参画」の4テーマを設定し、アンケートやインタビュー、ディスカッションイベントによって声の集約を行った。調査の結果は報告書としてとりまとめを行い、外務省を始めとする各省庁や国際機関への手交、他セクターとの協働の際の資料として使用している。

調査結果を踏まえ以下のことを提案する※98。

1. 進学後の学費だけでなく、進学準備・受験時・入学後において発生する費用を一貫して支援すること

上記GAPを、日本の開発援助施策において主流化することが求められる。それに際しては、各国・各地域の文化や習慣にも配慮しつつ、日本国内で先駆的に実施しその成果を示しながらコミュニケーションをとっていくことが有効と考えられる。

2. 地方における学業面での学習支援や進学に必要な情報を得る機会の強化に加え、海外研修や高大連携プログラムなどの課外活動や学校外で学ぶ機会を充実させること

大都市圏と地方では高等教育機関への進学率において大きな差があり、地方在住に起因する学習塾や海外研修制度の少なさ、興味のある学問分野を学べる機会の不平等が指摘されているため、在住地域間の格差をなくすための機会拡充が求められている。

3. SDGsに関連のあるESD教育やウェルビーイングに対する認知度の向上、およびユース視点による枠組みの整備を図ること

日本国内におけるESDやウェルビーイングの認知度には地域差があり、また、ユース目線による枠組みが提唱されていない現状があるため、ユース自身の価値観に基づく制度作りが求められている。

4. フィールドワークやアクティブラーニングを充実させるためのカリキュラム作成や教育人材を育成すること

ESD教育を実施するにあたって、授業形態が座学中心で実践的な学びが少なく、学びを実際の行動に繋げることが難しいという意見が学生と教員双方から挙げられたため、教育現場で提供される学習スタイルの更新が求められている。

5. 環境問題への対策に寄与するユースを増やすために、教育機関・非政府組織・関係省庁等が連携してユースの能力強化を行うこと

環境問題への意識のあるユースの割合は多いものの、それを実際に行動に移す方法がわからないとの割合が高いため、環境保護・生物多様性保全・クリーンなエネルギーへの移行などについての認知度向上や理解の深化が求められている。

6. 気候変動による自然災害や健康被害への対策を促進するために、情報提供を強化し、気候変動リスクへの認知度を高めること

気候変動対策が進まない理由として半数以上のユースが「難しさ」を挙げていることに加え、情報不足が具体的な行動の遅れを招いているため、意識と行動のギャップを埋めることが求められている。

7. ユースが大人と対等に意見交換を行い、意思決定に参画していくための環境整備を行うこと

身の回り(学校・自治体・国家)のルール作りに参画したいと回答したユースが6割以上いたものの、現在の国や自治体などの指針に自分たちの声が反映されていないと9割近いユースが感じているため、ユース参画の強化が求められている。

8. 大都市圏だけでなく、地方のユースにも、より質の高いユース参画の機会や情報を提供する仕組みを構築すること

ユース参画強化のために議論できる仲間を求める声は大都市圏よりも地方で顕著であり、地域によって、仲間の数はもとより、仲間と出会える機会の格差があることも窺えるため、地方のユースに対する機会向上が求められている。

※96 United Nations “Summit of the Future outcome documents : Pact for the Future, Global Digital Compact and Declaration on Future Generations” (2024) <https://digitallibrary.un.org/record/4063333?ln=en&v=pdf>

※97 こども家庭庁『こども大綱等を踏まえた審議会・懇談会等における こども・若者委員の登用に関する調査結果 』(2024) https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/473dbbf4-3379-4212-8abc-b3c99cfdd753/7aec6707/20240819_councils_shingikai_iken_senmon_473dbbf4_03.pdf

※98 Japan Youth Platform for Sustainability 事務局『「新時代のバイオニア」プロジェクト 調査報告書 - ユース視点での日本のSDGs達成状況分析 -』(2024) https://www.jyeps.website/_files/ugd/c5e333_5aa9673cdb8045d1ae65b5723132817b.pdf

5 おわりに： 2030年までのSDGs達成に向けて

2015年の国連総会で全会一致で採択された「持続可能な開発目標(SDGs)」には、致命的な欠陥がある、という懸念を、筆者は今も払拭することができない。その欠陥とは、私たちのこの世界がどうして「持続不可能」に陥ったのかという原因が、どこにも書かれていないことだ。例えば、重病人に対して医師は、問診や観察に加えて聴診器や血圧計、X線検査や、血液や尿の検査等々を通じてその症状と病名を把握したうえで、一番適切と判断される治療を選択する。同様にこの地球が「持続不可能」という重病に罹っているなら、私たちはその原因をできるだけ正確に把握し、最も適当な対応策を取るべきではなからうか。しかし、この原因がどこにも書かれていないので、SDGsは対症療法に過ぎない気がするのだ。

この理由を推察することは、それほど難しくない。その一番の理由は、持続不能の原因を主に生み出した、つまり重い責任を有する国々を明示した途端に、全会一致でこうした目標掲げることができなくなるからだろう。

世界の貧困に目を向けよう。途上国での貧困解消が停滞している中、日本政府が拠出する途上国向けの政府開発援助(ODA)は2023年には約2兆円を超え、米国とドイツに次いで世界三位を誇る。しかしその使途は経済インフラが全体の44%と圧倒的に大きく、世界銀行が約6.9億人と推定する世界中の絶対貧困者数の削減に積極的・直接的に貢献しているとは言い難い。

この絶対貧困者の中には紛争や迫害により故郷を追われた1億1,730万人程が含まれていると推定され、そのうちの100万人程は、ミャンマーからバングラデシュに2017年以来逃れているロヒンギャ難民である。

ロヒンギャ難民の貧困度合いは深い。現在支給されている食料購入金額は、月額で一人当たり約12ドル相当、つまり日額では0.4ドルに過ぎず、国際的な絶対的貧困ラインの2.15ドルには、換算レートで多少近づくものの、大きく及ばない。しかも最近ではウクライナやガザへの支援の必要性が高まり、ロヒンギャ難民への国際的支援が集まらない。2023年には8億7,600万ドルが必要とされたが、結果的には僅かその62%、5億41万ドルが集まったに過ぎない※99。前述の難民の食料購入費は、一時期月額が8ドルまで減額し、その後10ドルを経てやっと12ドルに戻ったばかりだ。

日本政府は、ロヒンギャ難民に対して2018年から2022年にかけて、米国や英国、オーストラリアなどに次ぐ3〜7位の支援国になっている。しかしロヒンギャ難民などに向けられた緊急援助・食糧援助はODA全体の僅か3%に過ぎず、欧米諸国とかけ離れている。

日本国内における相対的貧困という問題への日本政府の取り組みも、かなり消極的である。その理由のひとつとして、例えば保健や教育、環境などには、それぞれを担当する行政省庁が存在するが、貧困を専門的に扱う省庁がないことも挙げられる。貧困問題は所得の問題として、支持を増やしたい政権与党が減税などを通じて取り扱う政治的課題にすぎない。それゆえ、実質的に外務省が主にリードする日本政府のSDGs対応

の中では、この国内の貧困問題の優先順位は高くないのだ。

加えて、途上国の絶対的貧困者は飢えて瘦せて可視化されやすいので支援に繋がりやすいのに対し、相対的貧困者は一見区別が困難という問題もある。加えて私たちの社会では、貧困状態にあることや支援を求めることを恥や厚かましいとしており、当事者や周辺が声を上げづらい。コロナ禍に、厚生労働省が「生活保護は国民の権利です」と申請を呼び掛けたほどだが、この不可視性やタブー感覚も、貧困問題の優先度が上昇しにくい理由となっている。

しかしながら厚生労働省は、「国民生活基礎調査」でOECDの定義に従って相対的貧困率を数年おきに発表している。首相が座長を務める日本政府のSDGs実施本部は、これを日本政府の相対的貧困率として速やかに公的に認知し、SDGsのゴール2のターゲット2.1の現状を公開し、その半減に向けた進捗を積極的に推進するべきだ。日本政府がこれまで十分に組み込んでこなかった国内の貧困問題への本気の取り組みが、今からのSDGs達成までの6年弱の期間で強く求められている。

冒頭で、SDGsは完璧ではないと述べた。だからと言って、このSDGsを軽んじて良いなどという理由は何処にもない。先進国ゆえに見逃されがちな問題こそ、SDGsという「誰も取り残さない」レンズを通じてしっかり見ることで、他のゴールやターゲットに並ぶ重要性、国内対応の必要性が明らかになるのである。

仮に対症療法であったとしても、地球温暖化や自然災害の深刻化、そして世界や日本における貧困削減の停滞や格差の拡大、そして武力紛争や戦争の拡大などは私たちにとって明白で深刻な事態であり、それらに対応するためのSDGsに日本政府を含めた国連の全部の加盟国が合意したのだから。

2025年7月にニューヨークの国連本部で開催される「持続可能な開発に関するハイレベル政治フォーラム(HLPF)」で、日本政府はSDGsの進捗状況に関する3度目の「自発的国家報告(VNR)」を行う。官邸に設けられたSDGs推進本部は、このVNRのために、2024年からSDGs推進円卓会議や私たちとの話し合いを持ったり、VNR報告書案にパブリックコメントを募る準備を進めている。私たちのこのスポットライトレポートは、日本政府が準備中の報告書では不十分と思われる箇所を中心にNGOsなどの市民社会組織が集まって作成した市民の声だ。政府に限界があることは、自明なことだ。また私たちも全ての市民の声を反映できているわけではない。本レポートで述べていることは、SDGsに2016年から注目し日本政府とも話し合いを重ねてきた私たちの主張の中で、これまでに政府が適切に対応したり、取り込んでいないが、私たちは極めて重要と思う箇所の一部である。

VNRが報告国によるうわべだけの自慢に終始するのではなく、「誰も取り残さない」視点で、より優れた実践例や見落としがちな諸点を他国と学びあう機会になり、特に日本の今後のSDGs達成に向けた実施に生かされてゆくことを祈念して、この市民による報告書の結語としたい。

(大橋正明 SDGs市民社会ネットワーク 共同代表理事)

※99 Joint Response Plan 2023, Rohingya Humanitarian Crisis (2023). https://rohingyaresponse.org/wp-content/uploads/2023/04/bangladesh_2023_jrp_rhc_snapshot_en.pdf

内容に関するお問い合わせ先

ユニット名	幹事団体(法人格略)	役職	担当者	担当者アドレス
開発	国際協力NGOセンター	シニア・アドボカシー・オフィサ	堀内 葵	janic-advocacy@janic.org
	ワールド・ビジョン・ジャパン	アドボカシー・シニア・アドバイザー	柴田 哲子	noriko_shibata@worldvision.or.jp
	セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン	アドボカシー部 部長	堀江 由美子	yumiko.horie@savethechildren.org
環境	「環境・持続社会」研究センター (JACSES)	事務局長	足立 治郎	adachi@jacses.org
	環境パートナーシップ会議	代表理事	星野 智子	hoshino@epc.or.jp
教育	開発教育協会 (DEAR)	事務局長	中村 絵乃	enakamura@dear.or.jp
	教育協力NGOネットワーク	事務局長	三宅 隆史	miyake@sva.or.jp
国際保健	ウォーターエイドジャパン	事務局長	高橋 郁	kaorutakahashi@wateraid.org
ジェンダー	プラン・インターナショナル・ジャパン	アドボカシー グループリーダー	長島 美紀	Miki.Nagashima@plan-international.jp
	ジョイセフ (JOICFP)			
社会的責任	IIHOE [人と組織と地球のための国際研究所]	代表者	川北 秀人	kawakitahideto@gmail.com
	難民を助ける会	理事長	堀江 良彰	yoshiteru-horie@aarjapan.gr.jp
	ひろしまNPOセンター	事務局長	松原 裕樹	matsubara@npoc.or.jp
障害	DPI日本会議	国際担当フェロー	堀場 浩平	office@dpi-japan.org
		国際協力部会員	光岡 芳宏	
地域	藤沢市民活動推進機構	プロジェクト マネージャー	五十嵐 めぐみ	info@sdgs-shonan.com
	ひろしまNPOセンター	事務局長	松原 裕樹	matsubara@npoc.or.jp
	サステナブル コミュニティ 共創機構	代表理事	横山 泰治	yashu-yo@rc4.so-net.ne.jp
ビジネスと人権	国際協力NGOセンター／THINK Lobby	理事／所長	若林 秀樹	wakabayashi@janic.org
貧困	自立生活サポートセンター・もやい		SDGsジャパン事務局	office@sdgs-japan.net
防災・減災	防災・減災日本CSOネットワーク	運営フォーカルメンバー	浅井 伸行	n-asai@soka.jp
			紅邑 晶子	officebeni201609@gmail.com
ユース	持続可能な社会に向けた ジャパンユースプラットフォーム (JYPS)	共同事務局長	本行 紅美子	japanyouthplatform@gmail.com
			森井 悠里香	



発行日：2025年2月27日

発行元：一般社団法人 SDGs市民社会ネットワーク
〒102-0072 東京都千代田区飯田橋1-7-10 山京ビル本館605号

執筆：SDGs市民社会ネットワーク（各ユニットおよび会員団体）

編集：同VNRチーム（浅井伸行・足立治郎・小松真理子・長島美紀・堀場浩平・本行紅美子・三宅隆史）

メール：office@sdgs-japan.net

ウェブサイト：http://www.sdgs-japan.net



SDGsジャパンHP

デザイン：ハmanaガ アキノブ

※本レポートに掲載されているSDGsロゴマークは国連広報センターウェブサイトよりダウンロードしています。
※本レポートに掲載されている「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の翻訳は全体としては外務省の仮訳を採用していますが、一般社団法人SDGs市民社会ネットワークのメンバーが専門的見地から一部修正をしています。
※本レポートは、一部、独立行政法人環境再生保全機構地球環境基金の助成を受けて作成しています。

